

金融商品会計の見直しに関する論点の整理

平成 21 年 5 月 29 日
企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
背 景	3
論点整理を行う範囲	12
コメント提出者への質問	13
論 点	14
【論点 1】金融商品会計の範囲	14
[論点 1-1] 金融商品の定義等について	14
[論点 1-2] デリバティブの定義について	25
【論点 2】金融商品の測定	37
[論点 2-1] 測定区分の見直し	37
[論点 2-2] 公正価値オプション	65
[論点 2-3] 保有目的区分の変更	75
[論点 2-4] 減損処理の取扱い	84
[論点 2-5] 複合金融商品の区分処理	122
【論点 3】ヘッジ会計	133
[論点 3-1] ヘッジ会計の意義	133
[論点 3-2] ヘッジ会計の方法	147
[論点 3-3] ヘッジ会計の簡素化の可能性	164
[論点 3-4] 包括ヘッジ	212
[論点 3-5] ヘッジ会計に関連する開示	224

目 的

1. 本論点整理は、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が共同で進める金融商品会計における現行基準の置換えのプロジェクトに呼応し、平成23年（2011年）を念頭に置いた我が国の会計基準の見直しの可能性について、議論の整理を図ることを目的としている。
2. 当委員会では、本論点整理に寄せられる意見も参考に、IASB 及び FASB に対して意見発信を行うとともに、金融商品会計に関する会計処理の見直しについて検討を続けていく予定である。

背 景

我が国の金融商品に関する会計基準

3. 我が国における金融商品に関する会計基準等としては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び「金融商品会計に関する Q&A」が公表されている。
4. また、これらの他、金融商品会計を巡る実務上の諸問題等に対応するために、当委員会から、次の適用指針等が公表されている。

公表時期	表 題
平成14年10月	実務対応報告第6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」
平成15年2月	実務対応報告第8号「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い」
平成15年3月	実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」
平成15年9月	実務対応報告第11号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」
平成18年3月	企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」
平成19年4月	企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」
平成20年3月	企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
平成20年10月	実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」
平成20年12月	実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」
平成21年4月	実務対応報告第27号「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」

IASBにおける最近の動向

5. IASBでは、金融商品会計に関する長期プロジェクトを次の3つに分けて扱っている。
- (1) 現行基準の置換え
 - (2) 負債と資本の区分
 - (3) 認識の中止

これらはいずれも、IASB及びFASBが平成18年(2006年)2月に公表した会計基準のコンバージェンスに向けた作業計画(MoU)の項目とされており、本論点整理は、(1)のテーマに対応するものである。

なお、IASBでは、金融商品プロジェクトとは別に公正価値¹測定のガイダンスの開発を目指すプロジェクトを進めており、当委員会においてもこのプロジェクトを別途進め、公正価値の概念や算定の考え方等について取り扱っている。また、当委員会における当該プロジェクトでは、平成21年(2009年)3月にIASBから公表されたIFRS第7号「金融商品：開示」を一部改正する「金融商品に関する開示の改善」を含む公正価値の開示についても検討する予定である。

6. 現行基準の置換えに関して、IASBは平成20年(2008年)3月にディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」(以下「IASBのDP」という。)を公表している。金融商品に関する現行の会計基準は、解釈や適用が難しく、原則ベースで複雑性の低い基準の開発が求められてきていると考えられる。IASBのDPは、金融商品の測定とヘッジ会計を中心とした簡素化に向けて、今後の議論のために公表されたものである。FASBも、平成20年(2008年)3月にIASBのDPを添付してコメント募集を行っており、IASBとFASBは、IASBのDPの公表を通じて、今後のプロジェクトの進め方を決定する上での情報収集を図っている。

(1) 長期的目標

IASBのDPでは、複雑性が財務報告における最重要課題の1つであり、金融商品会計が最も複雑性の高いものの1つであるとしている。その理由として、金融商品の測定方法の数が多く、それが派生的なルールを生み出していることを挙げ、長期的には、単一の方法、具体的にはすべて公正価値で測定することによって簡素化を達成することが望ましい方向性であるとしている。ただし、その長期的目標を達成する上での懸念と問題点も整理している。

(2) 中間的なアプローチ

IASBのDPでは、そのような長期的目標を達成するよりも迅速に簡素化を図る中間的なアプローチの可能性についても議論をしている。そこでは、現行の測定区分の削減や、ヘッジ会計に係る処理の簡素化といった考えが複数紹介されている。

¹ 我が国の現行の会計基準等は、国際的な会計基準で一般的に用いられている「公正価値(fair value)」に相当する用語として「時価」(文脈によっては「市場価格」)を使用しているが、国際的な会計基準での取扱いを考慮し、本論点整理では「公正価値」と表記している。

7. さらに、昨今の金融危機の深刻化の中で、会計基準についても早急な対応を求める声が高まってきている²。こうした流れの中、金融商品会計における現行基準の置換えを巡って、現段階では、長期的目標を目指すのではなく、中間的なアプローチの中でも測定区分の削減による簡素化を中心に議論が進められつつある。IASB と FASB は、それぞれの金融商品に関する会計基準について、財務諸表利用者の意思決定有用性を大幅に改善する共通の基準に置き換えることをプロジェクトの目的に据え、その範囲が金融商品会計全体にわたるものであっても迅速に対応することを決定しており、本年 9 月又は 10 月までに公開草案を公表する方向で取り組んでいる³。

論点の整理の必要性

8. 平成 19 年（2007 年）8 月に、当委員会は、IASB と共同で「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みの合意）を公表した。これによれば、平成 20 年（2008 年）までの目標として、欧州における国際財務報告基準との同等性評価に関連して平成 17 年（2005 年）7 月に欧州証券規制当局委員会（CESR）が我が国の会計基準で作成された財務諸表に対して補正措置を提案している項目について、差異を解消するか又は会計基準が代替可能となるような結論を得るものとしている。金融商品会計については、公正価値等の開示が補正措置項目として提案されていたが、平成 20 年 3 月の金融商品会計基準の改正等により対応された。
9. また、平成 23 年（2011 年）6 月末までの目標として、これまで当委員会と IASB との間で識別されてきた我が国の会計基準と国際財務報告基準との間の差異のうち、平成 20 年（2008 年）までのプロジェクトに含まれない残りの差異について、コンバージェンスをもたらすものとされている。さらに、平成 23 年（2011 年）6 月末後に適用となる新たな基準を開発する現在の IASB の主要なプロジェクトの差異に係る分野について、新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、その検討の段階から緊密に作業を行うことを合意している。したがって、当委員会では、金融商品会計に関する基準の見直しに対する IASB の検討について、今後も意見発信を行っていく方針である。
10. 特に、第 7 項にあるような金融商品会計の見直しに関する IASB の迅速な対応は、その後の金融商品会計の大枠を決める可能性があるとともに、我が国においても平成 23 年（2011 年）6 月末を目標とするコンバージェンスの検討の対象に含められる可能性

² 平成 21 年（2009 年）4 月に開催された主要 20 カ国・地域（G20）首脳会合では、会計基準設定主体が監督当局、規制当局と連携しつつ、迅速に金融危機への対応（①評価及び引当の基準の改善、②高品質で世界的な一組の会計基準の実現）を進めることを求めている。IASB は、この要請に対して、FASB や ASBJ を始めとする各国の会計基準設定主体と協力して本年末までに対応することを目指すとしている。

³ なお、IASB は測定区分の見直しについて前倒しで取り組む一方、ヘッジ会計については時期を遅らせて公開草案を公表するなど、それぞれの項目に分けて取り扱うことを検討している。

が大きい。このため、IASB における平成 21 年（2009 年）中の議論は、今後の金融商品会計の枠組みにとって重要であると考えられ、当委員会としては、今秋に予定される IASB との共同会議や IASB から公表される公開草案に対するコメント等を通じて、意見発信を行っていく予定である。

11. こうした意見発信は、我が国の金融商品に関する会計基準等をどのように見直すべきかという議論と裏表の関係にある。我が国の金融商品会計の問題点や、国際的な議論を踏まえた上で、我が国においても今後平成 23 年（2011 年）頃までに、どのような論点について見直しをどのように進めるべきか、整理が必要と考えられる。

論点整理を行う範囲

12. 本論点整理では、大きく 3 つの論点（【論点 1】金融商品会計の範囲、【論点 2】金融商品の測定、【論点 3】ヘッジ会計）に分けて議論を整理している。各論点は、現行基準においてコンバージェンスがさらに必要と考えられるものや、現行基準の見直しの方向性としていくつかの可能性が検討されているものがある。また、現行基準の中ですでにコンバージェンスが達成されており、国際的な会計基準において見直しの可能性が小さいと予想されるものも含まれている。それらに関する今後の検討の優先順位は必ずしも高くないが、今後、国際的な会計基準における議論がなされればそれに応じて検討していくことが考えられる。

コメント提出者への質問

13. 本論点整理では、コメントを提出される方の便宜のため、次のような質問を掲げるが、コメントはこれらに限られるものではなく、また、すべてについて回答いただく必要はない。なお、コメントには具体的な理由も記載いただきたい。

【論点 1】金融商品会計の範囲

【論点 1-1】金融商品の定義等について（第 14 項から第 24 項参照）

- (1) 金融商品の定義や金融商品会計の範囲について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【論点 1-2】デリバティブの定義について（第 25 項から第 36 項参照）

- (2) デリバティブの定義や特徴に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【論点 2】金融商品の測定

【論点 2-1】測定区分の見直し（第 37 項から第 64 項参照）

- (3) デリバティブ以外の金融商品をどのような観点で区分すべきですか。また、具体的にどのように区分すべきですか。

(4) 売却可能金融資産（その他有価証券）の分類を縮小又は削除する可能性についてどのように考えますか。それは金融商品会計の複雑性の解消にどのように役立ちますか。

(5) 売却可能の分類を維持すべきと考えますか。その場合、どのような金融商品をこの分類に含めるべきと考えますか。

【論点 2-2】 公正価値オプション（第 65 項から第 74 項参照）

(6) 公正価値オプションについてどのように考えますか。

【論点 2-3】 保有目的区分の変更（第 75 項から第 83 項参照）

(7) 保有目的区分が現行どおりに継続した場合、実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の処理は今後も維持すべきでしょうか、見直すべきでしょうか。

(8) 特に、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替の要件について、どのように考えますか。

(9) 区分間の振替に関して、企業の保有目的を考慮した測定区分の意義（意思決定との関連性）と恣意性の排除（信頼性）のバランスを踏まえて、また、ヘッジ会計との関連も含めて総合的に見直す必要がありますか。

【論点 2-4】 減損処理の取扱い（第 84 項から第 121 項参照）

(10) 我が国の減損処理の基本的な考え方について、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

(11) 減損損失の認識及び測定としてどのような方法が適切と考えますか。

(12) 減損処理後の会計処理に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【論点 2-5】 複合金融商品の区分処理（第 122 項から第 132 項参照）

(13) 複合金融商品に含まれる組込デリバティブの区分処理の要件として、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かではなく、現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した方がよいと考えますか。

【論点 3】 ヘッジ会計

【論点 3-1】 ヘッジ会計の意義（第 133 項から第 146 項参照）

(14) ヘッジ会計の意義やヘッジされるリスクについて、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【論点 3-2】 ヘッジ会計の方法（第 147 項から第 163 項参照）

(15) ヘッジ会計の方法を見直すべき点があるとすれば、どのような方法が適切と考えますか。

(16) 金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理のようなヘッジ会計における合成商品会計は見直す必要がありますか。

【論点 3-3】 ヘッジ会計の簡素化の可能性（第 164 項から第 211 項参照）

(17) ヘッジ会計は複雑と考えますか。もし複雑であれば、どのように対処すべきと考えますか。

(18) ヘッジ会計における文書化、有効性、ヘッジ指定解除、部分ヘッジについて、簡素化やその他の観点も踏まえ、どのような改善が適切と考えますか。

(19) 他に、どのような改善の可能性があると考えますか。

【論点 3-4】 包括ヘッジ (第 212 項から第 223 項参照)

(20) 包括ヘッジについて見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【論点 3-5】 ヘッジ会計に関連する開示 (第 224 項から第 231 項参照)

(21) ヘッジ会計の開示について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

論 点

【論点 1】 金融商品会計の範囲

【論点 1-1】 金融商品の定義等について

検討事項

14. IASB の DP において検討されている金融商品の定義や金融商品会計基準の適用対象となる取引について、我が国の会計基準との比較や今後検討すべき点を取り上げる。

我が国の会計基準における取扱い

15. 金融商品とは、金融資産、金融負債及びデリバティブに係る契約を総称したものであり (金融商品会計基準第 52 項)、一方の企業に金融資産を生じさせ他の企業に金融負債を生じさせる契約及び一方の企業に持分の請求権を生じさせ他の企業にこれに対する義務を生じさせる契約である (金融商品実務指針第 3 項)。
16. 金融商品会計基準では、適用範囲の明確化の観点から、現金預金、金銭債権、有価証券及びデリバティブにより生じる正味の債権等の具体的な資産項目をもって、金融資産の範囲を示すこととしている (金融商品会計基準第 4 項及び第 52 項) が、それは、現金、他の企業から現金若しくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、潜在的に有利な条件で他の企業とこれらの金融資産若しくは金融負債を交換する契約上の権利、又は他の企業の株式その他の出資証券であると解されている (金融商品実務指針第 4 項)。
17. 金融負債とは、金銭債務及びデリバティブにより生じる正味の債務等をいい (金融商品会計基準第 5 項及び第 52 項)、それは、他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務又は潜在的に不利な条件で他の企業と金融資産若しくは金融負債 (他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務) を交換する契約上の義務であると解されている (金融商品実務指針第 5 項)。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

18. IASB の DP では、金融商品の全面的な公正価値測定を要求する前に検討すべき課題の 1 つとして、金融商品の適切な定義について検討されている。
19. 現行の定義及び IASB の DP での検討案は、表 1 のとおりである。

<表 1> 金融商品に関する現行の定義と IASB の DP での検討案との比較

	現行の定義 (IAS 第 32 号「金融商品 : 表示」)	IASB の DP での検討案
金融商品	一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は持分金融商品 ⁴ 、の双方を生じさせる契約	(1) 現金 (2) 企業の所有持分 (3) 一方の当事者が、他方の当事者へ金融商品を引き渡す契約上の義務であり、これに対応して、当該金融商品を受領することを要求する、当該他方の当事者の契約上の権利であり、当該義務から解放される以外の対価の見返りのないもの ; 又は、 (4) 一方の当事者が、他方の当事者と金融商品の交換を行う契約上の義務であり、当該他方の当事者が当該一方の当事者に金融商品の交換を要求する契約上の権利である。
金融資産	(1) 現金 (2) 他の企業の持分金融商品 (3) 次のような契約上の権利 ① 他の企業から現金若しくは他の金融資産を受け取る ; 又は、 ② 金融資産又は金融負債を当該企業にとって潜在的に有利な条件で他の企業と交換する	資産である金融商品

⁴ 企業のすべての負債を控除した後の残余財産権を証する契約のこと。一般的には、株式などがこれに該当する。

	現行の定義（IAS 第 32 号「金融商品：表示」）	IASB の DP での検討案
	(4) 自社の持分金融商品により決済される一定の契約 ⁵	
金融負債	(1) 次のような契約上の義務： ① 他の企業に現金若しくは他の金融資産を支払う；又は ② 金融商品を企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する (2) 自社の持分金融商品により決済される一定の契約 ⁶	負債である金融商品

20. IASB の DP での検討案について、現行の定義からの主な変更点は次のとおりである。
- (1) IAS 第 32 号において、金融商品は契約に基づくことを要求しているが、現金は契約ではなく、企業の所有持分も契約でない場合があるため、金融商品を現金、企業の所有持分及び契約上の権利義務に分けて記載する。
 - (2) 引渡契約の権利義務及び交換契約の権利義務でまとめ、契約のタイプに応じて定義を組み立てる。
 - (3) 潜在的に有利（不利）な交換についての言及を削除する。
 - (4) 「引渡しを要求する権利」「交換を要求する権利」というように、「要求する」を追記している。
 - (5) 引渡契約において、引渡人が受け取る唯一の対価は、義務からの解放であることを追加している。これは、非金融商品の買入又は販売の交換契約（先渡契約など）は、金融商品ではないことを明確にすることを意図したものである。
 - (6) 契約ではなく、契約上の権利義務に言及している。例えば、有形資産及び金融商品を現金と交換することを要求する契約の場合、文字通り読めば、現行の定義では契約全体が金融商品となるが、検討案では、契約の一部が金融商品となる。
21. IASB の DP では、第 19 項の検討案に加えて、定義上、金融商品であるが金融商品会計の適用範囲外になり得るものとして、次の金融商品が議論されている。
- (1) 資本として区分される金融商品
 - (2) 子会社株式、関連会社又は共同支配下にある企業に対する投資

⁵ 主として、固定対固定の関係を持つもの（例えば、固定金額の現金又はその他の金融資産と固定数の株式との交換）以外の契約。

⁶ 脚注 5 を参照。

- (3) 株式報酬や退職後給付など、従業員報酬から生じる金融商品
 - (4) リースに係る権利義務
22. また、IASB の DP では、定義上は金融商品でないが、経済的に見て金融商品と類似しているため公正価値測定を要求すべきかどうかを決定すべき契約として、次の契約を掲げている。
- (1) 医療その他のサービスを保険契約者に提供すること（非金融商品の引渡し）を保険会社に義務付ける保険契約
 - (2) 本来であれば支払うはずの保険対象資産（保険に入っている車両など）の修理費用が当該資産の公正な市場価値を上回る場合、保険会社に対して当該資産を公正価値で買い取ること（非金融商品と現金の交換）を許容する、又は、要求する保険契約
 - (3) 製品の修理又は交換（非金融商品の引渡し）を保険会社に要求する製品保証

今後の方向性

23. 我が国の会計基準と国際財務報告基準とでは、金融商品の定義に大きな差異は認められず、IASB の DP で掲げている第 19 項の金融商品の定義の検討案は、現行の定義を明確にするための微調整に留まると考えられる。このため、今後の議論の中での優先順位は高くなく、国際的な議論において大きく見直されるような動きがある場合には検討することが考えられる。
24. また、適用範囲から除外又は追加される可能性がある項目については、別のプロジェクトで取り扱われている項目（リース、退職給付及び保険など）を除くこと以外、まだ方向性が出ておらず、我が国の会計基準との間にも大きな差異は認められないため、これについても、今後の議論の中での優先順位は高くなく、国際的な議論において大きく見直されるような動きがある場合には検討することが考えられる。

【論点 1-2】デリバティブの定義について

検討事項

25. デリバティブの定義について、その定義の仕方や純額決済性に関する検討を行う。

我が国の会計基準における取扱い

26. デリバティブは、先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引と定義され（金融商品会計基準第 4 項）、次のような特徴を有している（金融商品実務指針第 6 項）。
- (1) 基礎数値の変化に応じて権利義務の価値が変動する。
 - (2) 当初純投資をほとんど必要としない。
 - (3) その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純

額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

27. デリバティブは、契約上の期日に純額又は実質的に純額で、現金、その他の金融資産又はデリバティブを授受する権利若しくは義務が生じる契約である（金融商品実務指針第 218 項）。例えば、先物契約については、取引所があり原則として差金決済が行われる。先渡契約やオプション取引等については、契約上、純額決済が行われる場合があり、また、金融資産又は現物商品を受け渡す場合であっても、当該金融資産又は現物商品に活発な市場があるため当該市場から購入又は売却することにより引渡人及び受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置くものもあると考えられる。
28. 金融商品会計基準では、デリバティブの価値が当該契約を構成する権利と義務の価値の純額に求められるとし、デリバティブにより生じる正味の債権は金融資産となり、正味の債務は金融負債となるとしている（金融商品会計基準第 52 項）。直接の言及はないものの、このようにデリバティブにより生じる正味の債権及び正味の債務に着目するのも、前項に掲げた純額決済性が前提にあると考えられる。
29. 商品先物のような現物商品（コモディティ）に係るデリバティブは、本来の金融商品とは異なる面を有するが、通常、差金決済により取引が行われることにより金融商品と類似する性格をもつと認められるものについては、金融商品会計基準の適用対象となる（金融商品会計基準（注 1）及び第 53 項）。ただし、当初から現物商品（コモディティ）を受け渡すことが明らかなもので、トレーディング目的以外の将来の予測される仕入、売上又は消費を目的として行われる取引は、金融商品会計基準の対象外とされている（金融商品実務指針第 20 項）。

国際的な会計基準での取扱い

30. 国際財務報告基準において、デリバティブとは、金融商品又は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の範囲に含まれるその他の契約のうち、次の 3 つの特徴をすべて有するものをいう。
 - (1) その価値が基礎数値の変動に応じて変動すること。
 - (2) 当初純投資を全く要しない、又は、類似する反応を示す他の契約より小さいこと。
 - (3) 将来のある日に決済されること。
31. 前項のうち、(1)と(2)は我が国の会計基準と実質的に同じだが、(3)について、国際財務報告基準では、我が国の会計基準のような純額決済性は必ずしも要求されない。純額決済性を求めない理由は必ずしも明らかでないが、総額決済の契約とすることでデリバティブの処理を回避するインセンティブが働くことを抑えるためではないかと考えられる。
32. 米国会計基準では、我が国と同様の純額決済性を求めており、原資産に関連する資産を所有し引き渡すことに通常伴うリスクやコストを引き受けずに決済することを許

容するという意味で、純額決済はデリバティブか否かを分ける重要な特徴であるとしている。

33. 非金融商品の売買に関する契約については、企業が予定している購入、売却、利用の必要性に沿って非金融商品の受領又は引渡しの目的で保有するものは、IAS 第 39 号の対象とされないが、そのような目的でなく、かつ、純額で又は金融商品の交換で決済が可能なものは、デリバティブとして扱われる。なおデリバティブの定義の見直しについては、IASB の DP では特に検討されていない。

今後の方向性

(デリバティブの定義)

34. 我が国の会計基準では、デリバティブを商品名の列挙によって示し、金融商品実務指針において、その特徴を補っている（第 26 項参照）。このため、両者を合わせて、国際的な会計基準との整合性が図られていると考えられる。しかし、現行の会計基準による定め方のみでは、様々な金融商品が開発される中、拡大する商品を捉えきれなくなる可能性がある。また、実務上は、そうした商品をデリバティブか否かを判断する上で、金融商品実務指針における特徴に照らして判断しているケースが多いと考えられる。このため、デリバティブの定義を商品名による定義から特徴に焦点を当てた定義とすることで、新たな商品にも対応できるようにし、金融商品会計基準と金融商品実務指針との関係を整理することが適切と考えられる。

(純額決済性の要件)

35. 上述のように、国際財務報告基準では、我が国の会計基準のように、デリバティブの特徴に純額決済性を含めていない。両者の違いは、具体的には、表 2 のとおり、金融商品同士による総額決済が行われる場合で、当該金融商品に実質的な純額決済を担保するような市場性がない場合に両基準の差異が生じると考えられる。

<表 2>デリバティブの範囲に関する我が国の会計基準と国際財務報告基準の比較

			我が国の会計基準	国際財務報告基準
純額決済			デリバティブ	デリバティブ
総額決済	市場性あり		デリバティブ	デリバティブ
	市場性なし	金融商品	×	デリバティブ
		非金融商品	×	×

36. この論点の与える実質的な影響が乏しいのであれば、今後の議論の中での優先順位は高くなく、国際的な議論において大きく見直されるような動きがある場合には検討することが考えられる。

【論点 2】 金融商品の測定

〔論点 2-1〕 測定区分⁷の見直し

検討事項

37. 測定区分の削減の可能性などを含む最近の国際的な会計基準を巡る議論を踏まえ、測定区分の見直しの可能性について検討する。

我が国の会計基準における取扱い

38. 金融商品会計基準では、公正価値による自由な換金・決済等が可能な金融資産については、投資情報としても企業の財務認識としても、また、コンバージェンスの観点からも、公正価値の開示にとどまらず、公正価値評価を行い適切に財務諸表に反映することが必要であるとしている。しかし、実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合や直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約がある場合も考慮し、公正価値評価を基本としつつ保有目的（経営者の意図）や金融資産の属性に応じた処理方法を定めている（金融商品会計基準第 64 項から第 66 項）。
39. 金融商品会計基準においては、金融資産のうち有価証券（子会社株式及び関連会社株式以外）を次の 3 つに分類することとしている（金融商品会計基準第 15 項、第 16 項及び第 18 項）。
- (1) 売買目的有価証券（IAS 第 39 号では、第 42 項で示す(1)①に対応）
 - (2) 満期保有目的の債券（IAS 第 39 号では、第 42 項で示す(2)に対応）
 - (3) その他有価証券（IAS 第 39 号では、第 42 項で示す(4)に対応）
40. 金融商品会計基準では、それぞれの測定区分について次のように説明している。
- (1) 売買目的有価証券は、公正価値の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券であり、投資者にとっての有用な情報は有価証券の期末時点での公正価値に求められると考えられるとしている。また、売却することについて事業遂行上等の制約がなく、公正価値の変動にあたる評価差額が企業にとっての財務活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理することとしている（金融商品会計基準第 70 項）。
 - (2) 満期保有目的の債券は、企業が満期まで保有することを目的としていると認められる社債その他の債券であり、公正価値が算定できるものであっても、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要がないことから、原則として、償却原

⁷ 金融商品会計基準では「保有目的区分」という用語を使用しているが、これには、保有目的という区分の方法が明示的に含まれている。しかし、国際的な会計基準を巡る議論では区分の方法自体が議論の対象となっているため、本論点整理では、区分一般の議論（評価差額の扱いも含む。）については「測定区分」という用語を用い、金融商品会計基準を前提とする場合には「保有目的区分」という用語を用いている。

価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとしている（金融商品会計基準第 71 項）。

- (3) その他有価証券は、売買目的有価証券と子会社株式及び関連会社株式との中間的な性格を有する保有目的が明確に認められないものであり、金融資産の評価基準に関する基本的考え方（金融商品会計基準第 64 項から第 67 項）に基づき、公正価値をもって貸借対照表価額とする（金融商品会計基準第 76 項）が、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではないと考えられるとしている（金融商品会計基準第 77 項）。

なお、その他有価証券の評価差額については、その公正価値の評価差額を純資産の部に計上する方法（いわゆる全部純資産直入法）に加え、保守主義の観点から従来低価法が認められてきたことに鑑み、公正価値が取得原価を上回る銘柄の評価差額は純資産の部に計上し、公正価値が取得原価を下回る銘柄の評価差額は損益計算書に計上する方法（いわゆる部分純資産直入法）によることもできるとされている（金融商品会計基準第 18 項及び第 80 項）。

41. 一方、金融資産のうち、債権については、金利の調整額を配分する償却原価法が適用される（ただし、第 100 項参照）。また、金融負債は、借入金のように一般的には市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を公正価値により自由に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、通常、公正価値評価の対象とはされていない（金融商品会計基準第 26 項及び第 67 項）。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

42. IAS 第 39 号においては、我が国のように有価証券と債権とを区別せず、金融資産を次の 4 つに分類している。

- (1) 損益を通じて公正価値により測定する金融資産⁸

この中には、①トレーディング目的、②指定によりこの区分とされる金融資産（公正価値オプションと呼ばれており、これについては、[論点 2-2]において取り上げる。）、③デリバティブが含まれる。

- (2) 満期保有投資

- (3) 貸付金及び債権

デリバティブ以外の金融資産のうち、支払額が固定又は決定可能であって、活発な市場での公表価格がない一定の要件を満たすものである。

⁸ 金融負債に関してもこの分類に含まれる場合には、公正価値評価され、評価差額は損益に反映される。

(4) 売却可能金融資産

我が国と同様に、公正価値の評価差額は当期純利益に反映されず、その他の包括利益に含まれる。公正価値が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額のみ当期純利益に反映する選択肢はない。

(米国会計基準における取扱い)

43. 米国財務会計基準書 (SFAS) 第 115 号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」では、すべての負債性の有価証券⁹ (債券など) と公正価値を容易に決定可能な資本性の有価証券 (株式など) が取り扱われ、これらの有価証券を我が国とほぼ同様に次の 3 つに分類している。

- (1) トレーディング目的有価証券
- (2) 満期保有有価証券
- (3) 売却可能有価証券

(国際的な会計基準の動向)

44. 第 6 項(1)でも述べたように、IASB の DP では、金融商品の測定に数多くの方法があり、それらに関連するルールが必要とされることから、金融商品に関する会計基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品を同一の方法、すなわち公正価値で測定することを長期的に目指すことが望ましいとしている。

45. IASB の DP では、将来キャッシュ・フローが固定されているか又は少ししか変動しない金融商品の場合には、将来キャッシュ・フローが当初のキャッシュ・フローと相関し、償却原価が、ある程度意思決定関連性を有することを認めているが、その場合でも、公正価値は、経営者のコントロールが効かない事象等により売却が必要となる可能性の影響を知るのに有用であり、信用リスクがキャッシュ・フロー予想に及ぼす影響を評価する目的でも良い測定値であるとされる。また、将来キャッシュ・フローが大きく変動し得る金融商品については、当初のキャッシュ・フローが最終的なキャッシュ・フローと密接に相関せず、公正価値が唯一の適切な測定値であると主張されている。

46. ただし、一部の金融商品については公正価値での測定を進めることに問題が存在し、その解決に長期間かかる可能性がある。このため、中間的な解決策として、IASB の DP では、現行の会計基準を出発点とする改善案 (売却可能金融資産や満期保有投資などの分類の削除、満期保有投資に関するテインティング・ルール¹⁰の廃止の可能性、公正

⁹ SFAS 第 115 号では、企業との債権債務関係を示すものとしており、また、強制償還又は保有者による償還が可能な優先株式も含まれるとしている。

¹⁰ 満期までの間に売却又は区分の変更を行った場合 (僅かなものを除く。)、その後 2 事業年度の間、満期保有投資の分類を設けることができないとする罰則的な定めを指す。

価値測定を原則としつつ一部の金融商品に取得原価ベースの測定を例外として許容する方法)について言及している。

47. IASB 及び FASB は、平成 21 年（2009 年）1 月から活動を開始しているハイレベルの助言グループである金融危機諮問グループ（FCAG）の専門性に依拠しつつ、昨今の金融危機への対応を検討していく予定としており、金融商品会計に関して、平成 21 年（2009 年）9 月又は 10 月に両者の基準を共通の基準に置き換える提案を行うとしている（第 7 項参照）。このようなスケジュール観の中で、特に〔論点 2-1〕との関係では、第 44 項の長期的目標を目指すのではなく、測定区分の削減による簡素化が現実的な目標とされる公算が大きくなっている。
48. なお、現段階では、IASB の DP で示された現行の会計基準を出発点とする改善案（第 46 項参照）ではなく、改めてどのような観点に基づいて金融商品を区分することが適切かが議論されている。今後検討し得る測定方法として、公正価値、現在価値¹¹、償却原価の 3 つを掲げ、これらを区分する規準として、キャッシュ・フローの変動性のような金融商品の特性や企業のビジネスモデル、企業の意図や能力などの可能性について検討が進められている。

今後の方向性

49. 現行の我が国の会計基準は、基本的な考え方において、国際的な会計基準とほぼ同様と考えられる。しかしながら、IASB の DP やその後の議論を受けて、今後、現行の測定区分の削減又は内容の見直しが行われる可能性がある。この観点から、以下では、我が国における会計基準の考え方を整理する。

（公正価値で測定するか否かの規準）

50. 金融商品専門委員会を中心にしてとりまとめた IASB の DP に対する当委員会からのコメント（平成 20 年（2008 年）9 月）では、金融商品会計の改善が必要としても、単一の方法、すなわち公正価値を用いてすべてのタイプの金融商品を測定することを目指すのではなく、現行の混合測定属性をベースに改善を施すことが有効であるとしていた。財務諸表利用者の意思決定には、企業価値評価モデルを見れば明らかなように、当期の業績を示す当期純利益が重要な役割を持つと考えられる。IASB の DP では、財務諸表利用者が、経過利息による変動など公正価値の変動の内訳区分を依然として重要と考えているとの記述があるが、これは有用な純利益情報が必要であるからに他ならない。公正価値測定以外の測定属性は、実現したキャッシュ・フローの情報を当期純利益として提供することを通じて、フィードバック的に財務諸表利用者の将来キャッ

¹¹ 平成 21 年(2009 年)3 月の「IASB update」における表現は、「割引キャッシュ・フローに基づいた再測定を行う方法」とされており、どのような性質の将来キャッシュ・フローや割引率を用いるかは、今後、検討するものとされている。

シュ・フローの推定に役立つ情報を提供していると考えられる。

51. 当委員会では、投資家の意思決定に有用な会計情報を示すために、投資の性質によって事業投資と金融投資に区分することが投資家の意思決定に有用な会計情報を提供することになると考えてきた。

(1) 事業投資（例えば、有形固定資産や棚卸資産）は、売却することに事業遂行上の制約があり、企業が事業の遂行を通じて成果を得ることを目的とした投資である。事業投資の場合、事前に期待される成果に対応する事実は、公正価値の変動ではなく、事業の遂行を通じた資金の獲得であり、当該事実によって損益を認識することが妥当であり、公正価値評価によって損益を認識すべきではないと考えられる。

(2) 金融投資は、売却することに事業遂行上の制約がなく、公正価値の変動によって利益を獲得することを目的にした投資である。金融投資の場合、事前に期待される成果に対応する事実は、公正価値の変動であるため、当該事実によって損益を認識することが適当であり、公正価値評価によって損益を認識すべきこととなる。金融投資は、現行基準の売買目的有価証券やデリバティブが典型である。

このような事業投資と金融投資の区分により、公正価値評価の差額を損益に含めるか否かを定めるべきとの考え方は、現行基準を説明するとともに、今後の会計基準の開発にあたっても有力であると考えられる。

52. 一方で、公正価値で測定すべきかどうかを、キャッシュ・フローの性格（変動性が大きいかどうかなど）により区分すべきとの考え方がある。この考え方は、経営者の意図が介在し、恣意性が働きやすい事業投資と金融投資による区分とは異なり、外形によって区分するものである。IASBのDPでは、第45項のように、金融商品を「将来キャッシュ・フローが大きく変動し得る金融商品」と「将来キャッシュ・フローが固定されているか又は少ししか変動しない金融商品」の大きく2つに分け、後者にとっては、償却原価が公正価値測定に代わり得る実行可能な選択肢であり、ある程度意思決定との関連性を持った情報提供であるという考え方が示されている¹²。

53. また、IASBのDPでは、外形という面から、活発な市場で取引される金融商品に、公正価値での測定を要求する提案も示されている。この場合には、例えば取引所や店頭で活発に取引される金融商品が、公正価値評価され評価差額が損益に計上されることとなる。この取扱いについては、活発な市場で取引される金融商品はほぼキャッシュに等しいものであり、その公正価値に基づいて業績も含めた評価が行われるべきとの考え方があり、その一方で、直ちに処分を予定していない金融商品についても売却が可能な市場があることだけをもってその評価差額を業績指標である当期純利益に含め

¹² 我が国の満期保有目的の債券や国際財務報告基準における満期保有投資は、償却原価法が採用されている。それは、満期まで保有する意思と能力という要件を前提として固定したキャッシュ・フローが期待されるためであり、保有目的（経営者の意図）及びキャッシュ・フローの性格を考慮した分類であると考えられる。

ることは適切ではないとの考え方もある。現行ではその多くが売却可能金融資産（その他有価証券）の分類に含まれていると考えられ、第 57 項以降で改めて整理する。

54. なお、満期保有投資の分類については、現行において国際的な会計基準と大きな相違はみられず、また、公正価値で測定する金融商品をいかに区分すべきか、という、さらに大きな視点から改めて見直される可能性が大きい¹³ため、個別に取り上げていない。
55. 国際的な会計基準を巡る議論では、長期的には金融商品をすべて公正価値で測定することによる簡素化が望ましいとしているものの、現段階では、そのような見直しではなく、いわゆる混合測定属性をベースにいかに改善を図るかが中心となっている（第 7 項及び第 47 項参照）。この点、損益情報の有用性に鑑みれば、我が国の金融商品会計基準の考え方に示されているように、保有目的（経営者の意図）及び金融商品の属性を考慮して測定方法を定めることが適当と考えられる（第 38 項参照）。今後も、我が国における考え方をさらに整理し、国際的な議論への意見発信の材料とすることが適当と考えられる。

（貸付金及び債権の分類の要否）

56. 国際財務報告基準では、一定の要件を満たすものを「貸付金及び債権」として分類し（第 42 項(3)参照）、償却原価で会計処理する。そのほとんどは、我が国の金融商品会計基準における「債権」（金融商品会計基準第 14 項）に該当するが、法律上の有価証券であっても、一部の私募債のように活発な市場での公表価格がなく、当初投資額の回収可能性が主に信用リスクに依存しているものについては、貸付金及び債権に該当する可能性がある。このため、国際財務報告基準において現行の測定区分に大幅な見直しがなされない場合には、我が国の会計基準においてこのような分類を設けるかどうかという点について、今後、論点として取り上げる必要があるか引き続き検討することが考えられる。

（売却可能金融資産（その他有価証券）の分類の維持の適否）

57. 売却可能金融資産（その他有価証券）（第 40 項(3)及び第 42 項(4)参照）は、市場動向によっては売却を想定しているものから業務上の関係を有するものまで多様な性格を有しているため、金融商品会計基準では、保有目的を識別・細分化する客観的な基準を設けることの困難性、保有目的の多義性、及び変遷の可能性に鑑みて一括して

¹³ 公正価値で測定する金融商品をいかに区分すべきか、という視点から現行の分類が見直される場合、例えば、保有目的（経営者の意図）及びキャッシュ・フローの変動性に着目することにより、満期保有投資の分類が貸付金及び債権と統合される可能性、市場性の有無に着目して区分することにより、これまでの満期保有投資が公正価値評価の対象とそうでない対象に分けられる可能性などが考えられる。

取り扱われている（金融商品会計基準第 75 項）。このような金融資産については、公正価値をもって貸借対照表価額とするが、公正価値の評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではないと考えられる¹⁴ことから、その検討時点における国際的な動向も考慮して、金融商品会計基準では、純資産の部に計上する方法を採用している（金融商品会計基準第 77 項から第 79 項）。以下では、このような売却可能の分類の今後の取扱いについて次の 3 つの可能性を示している。

<表 3> 売却可能分類の見直しの可能性

	売却可能の取扱いの可能性
第 1 案（第 58 項）	現行どおり
第 2 案（第 59 項から第 62 項）	縮小又は削除
第 3 案（第 63 項）	債券について縮小又は削除 (株式については現行通り)

58. まず、売却可能の分類は、前項で示したように多様な性格を有しており、また、保有目的も変遷していく可能性もあることから、売買目的有価証券と子会社株式及び関連会社株式との中間的な性格を有するものとして、一括して捉えられている。このような分類に含まれる金融商品について、残高としての公正価値の情報が有用であるとしても、第 50 項のような純利益情報の有用性の観点も考慮すると、必ずしも金融投資とされないものについて、公正価値の評価差額を直ちに損益として処理することは適切ではなく、保有目的等を考慮すると、現行どおりに売却可能の分類を維持すべきとの考え方がある。この場合、測定区分は見直さず、主としてヘッジ会計などの分野において簡素化を図っていくことが第 1 案として考えられる。
59. しかしながら、測定区分の削減による簡素化を目標とする国際的な会計基準の動向等から、保有目的（経営者の意図）及び金融商品の属性を考慮しつつ、売却可能の分類を縮小又は削除するという考え方も検討しておくことが有益である。この考え方に基づく第 2 案においては、対象を大きく債券と株式に分け、まず、債券については、例えば、次のような可能性が考えられる¹⁵。

¹⁴ 当委員会が平成 18 年 12 月に公表した討議資料「財務会計の概念フレームワーク」では、特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分を包括利益とし、また、特定期間の期末までに生じた包括利益のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分を純利益としている。この観点から見た場合、現行の金融商品会計基準では、売却可能金融資産（その他有価証券）の公正価値の評価差額をリスクから解放された投資の成果とは捉えていないと考えられる。

¹⁵ (1) から (3) の可能性の組合せも考えられる。例えば (2) については、(1) との組合せにより、市場性のある債券でも満期保有投資は償却原価で会計処理とすることも考えられる。

- (1) 満期保有投資のように償却原価で会計処理するものと、それ以外の公正価値で評価し評価差額を当期純利益に含めるものに分ける。
- (2) 市場性のある債券は、公正価値で評価し評価差額を当期純利益に含め、市場性のない債券は償却原価で会計処理する¹⁶。
- (3) 調達側の負債の性質に見合った一定の運用を行っている場合には、負債の会計処理に見合った資産側の会計処理とする。
60. なお、前項のように公正価値評価するものと償却原価によるものを分けた後、償却原価にて会計処理する分類を債券と債権とに区分せずに統合することも考えられる。現行では、満期保有投資と債権に分類する要件は異なるものの、いずれも償却原価法が採られている。この結果、国際財務報告基準における貸付金及び債権の分類（第42項(3)参照）を設けた場合と同様になる。
61. さらに、株式については、例えば、次のような可能性が考えられる。
- (1) 売却可能の分類に含まれている株式のうち、事業上の制約もなく業務上の関係も有しないものについては、売買目的有価証券と同様に扱う。
- (2) 売却可能の分類に含まれている株式のうち、事業提携やノウハウの相互利用等のため、事業遂行上、売却の制約がある戦略的投資については、関連会社株式のように投資先の成果を期待しているのではなく、自らの事業からの成果を向上させるために行われている事業投資（第51項(1)参照）の一部であるため、公正価値による評価ではなく、費用性資産の場合と同様に、取得原価に基づく処理を行う。
62. 仮に売却可能の分類を縮小又は削除した場合には、前項(2)に関して公正価値が得られても公正価値を貸借対照表に反映しないものも現れる可能性があるが、公正価値の開示は注記によっても行うことができ、むしろ、この取扱いによって、その他の包括利益をリサイクリングすることがなくなり複雑さを解消することは、財務諸表利用者の理解可能性を向上させるため利点があるという意見もある。
63. 一方で、債券については第59項のような区分が考えられたとしても、株式については、市場性があるものは貸借対照表上、公正価値評価するが、多様な性格を有する投資が多く存在し、細分化する客観的な基準を設けることは困難なため、その評価差額を業績指標である当期純利益に含めるような変更は必ずしも適切ではないとの考え方がある。この考え方に基づく第3案においては、債券を第59項のように整理しつつ、株式については、現行の売却可能の分類を維持することとなる。
64. 第2案及び第3案では、現行の売却可能に分類される金融商品を公正価値で評価し評価差額を当期純利益に含めるものとそれ以外に振り分けていく結果として、当該分類に基づく会計処理を縮小又は削除していく考え方を示しているが、売却可能の分類

¹⁶ 債券の場合、市場性があれば売却に制約が少ないことから、市場性の有無に基づいて経営者の意図（保有目的）を推定するという考え方によるものである。

の見直しの可能性は上記に限られるものではない。今後とも保有目的（経営者の意図）及び金融資産の属性を考慮して測定方法を定めることが適当であり（第 55 項参照）、測定区分の削減による簡素化を目標とする国際的な会計基準の動向等も勘案し、売却可能な分類の取扱いについて、引き続き、検討していくことが適当と考えられる。

〔論点 2-2〕 公正価値オプション

検討事項

65. 国際的な会計基準では、一定の金融商品に対して当初認識時に公正価値評価（評価差額は当期純利益に反映）の指定を認めている（公正価値オプション）が、我が国の会計基準においては認められていない。このような選択の必要性について検討を行う。

我が国の会計基準における取扱い

66. 我が国の会計基準では、国際的な会計基準のような公正価値オプションを認めず、金融商品の分類に応じた測定方法を定めている。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

67. IAS 第 39 号においては、当初認識時に企業が指定したものについて、公正価値評価し、評価差額を当期純利益に反映するとしている（第 42 項(1)②参照）。
68. この場合、指定が可能な金融商品は、次の適格規準を満たすものに限られる。
- (1) 契約が 1 又はそれ以上の組込デリバティブを含む場合（この場合には、企業は複合契約全体を指定できる）
 - (2) 指定の結果、次のいずれかによって、より多くの関連情報がもたらされる場合
 - ① 仮にこのような指定を行わない場合に、異なる方法で資産や負債を測定する、又は、それらに関する損益を認識することから生じる不整合（会計上のミスマッチ）を、その指定により、消去又は大幅に削減する場合
 - ② 金融資産若しくは金融負債のグループ又はその双方のグループが、文書化されたリスク管理戦略や投資戦略に従い、公正価値に基づいて管理されその業績が評価されており、その情報が、企業の主たる経営陣に対して社内的に提供されている場合

（米国会計基準における取扱い）

69. SFAS 第 159 号「金融商品及び金融負債に関する公正価値オプション」では、企業が多くの金融商品及び特定の他の項目について、公正価値評価（評価差額を当期純利益

に反映)の選択を認めている¹⁷。これは、複雑なヘッジ会計の適用を行うことなく、関連する資産及び負債について、異なる方法で測定を行うことにより生じる損益の変動性を緩和する機会を企業に提供することによって財務報告を改善することを目的とするものである。また、公正価値オプションは、金融商品に関する公正価値の使用を拡大するものと位置付けられている。このため、米国会計基準では、IAS 第 39 号で導入されている適格規準を導入していない。

(国際的な会計基準の動向)

70. 公正価値オプションをヘッジ会計の代替として使用する際、昨今の金融市場の混乱で、対象としているリスクとの連動性が失われる場合があることから、公正価値オプションの区分からの事後的な変更を認めるべきという要望などを受けて、今後、公正価値オプションの取扱いを検討することが予定されている。

今後の方向性

71. 公正価値オプションを導入することに関する肯定的な見解は次のとおりである。
- (1) 公正価値オプションは、現行の測定区分や測定方法に起因する会計上のミスマッチを削減し、複雑な測定を緩和する意義がある。
 - (2) 信頼性のある公正価値が金融商品にとって適切な測定値であり、公正価値で測定される金融商品を拡大する観点から望ましい。
 - (3) 公正価値オプションは、我が国の会計基準と国際的な会計基準との重要な差異の 1 つであり、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から導入すべきである。
72. これに対して、公正価値オプションの導入に否定的な見解もある。
- (1) 第 51 項にあるように、企業の投資は、投資家への情報提供の観点から事業投資と金融投資に大別される。金融商品についても、投資の性質に最も適合する区分に含めるべきである。公正価値オプションは、こうした区分と関係なく行われることにより、投資家の意思決定に有用な情報を提供しない可能性がある。
 - (2) 関連する資産及び負債の測定における会計上のミスマッチの問題が、公正価値により測定可能なものについての、公正価値評価の範囲が現行基準では適当ではないために生じているのであれば、測定区分やヘッジ会計の見直しによる検討により対応すべきである。
73. IASB が、平成 14 年（2002 年）の IASB 公開草案「IAS 第 32 号及び IAS 第 39 号の修正」で公正価値オプションの導入を提案した際に、当委員会の国際対応専門委員会にてとりまとめたコメントでは、公正価値オプションの考えに否定的であった。その理

¹⁷ これに加えて、SFAS 第 155 号「特定のハイブリッド金融商品の会計」において、組込デリバティブの分離が必要となるハイブリッド金融商品について、当初指定することにより、全体を公正価値で評価するオプションを認めている。

由として実際の保有目的と明らかに一致しない指定が行われる可能性があり、保有目的に基づいて測定方法を使い分けるとする IAS 第 39 号の基本的な考え方と整合しないことを挙げている。一方で、第 68 項で述べた適格規準については、公正価値オプションの範囲を狭めるものであり、当該提案が行われた平成 16 年（2004 年）の IAS 第 39 号改訂公開草案「公正価値オプション」に対する当委員会からのコメントで、その提案に理解を示していた。

74. 現在、IASB 及び FASB においては、現行の測定区分の見直しが進められており、その中で公正価値オプションが存続するか自体も明確ではないため、その動向を見極めつつ今後、論点として取り上げる必要があるか、引き続き検討することが考えられる。

〔論点 2-3〕 保有目的区分¹⁸の変更

検討事項

75. 金融商品会計基準及び金融商品実務指針では、保有目的区分の変更について一定の規準を置いている。また、平成 20 年 12 月に公表された実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 26 号」という。）では、これらに加えて、当面の取扱いとして一部の保有目的区分の変更を認めている。これらの保有目的区分の変更の可否や要件について、特に、〔論点 2-1〕で、保有目的区分が現行どおりに継続した場合における実務対応報告第 26 号の今後の取扱いについて検討する。

我が国の会計基準における取扱い

76. 金融商品会計基準では、金融資産の保有目的等をまったく考慮せずに公正価値評価を行うことが、必ずしも、企業の財政状態及び経営成績を適切に財務諸表に反映させることにならないと考えられることから、公正価値評価を基本としつつ保有目的に応じた処理方法を定めることが適当であるとしている（金融商品会計基準第 66 項）。ただし、有価証券の保有目的区分は正当な理由なく変更することはできないとされ（金融商品実務指針第 80 項）、恣意性の排除が重視されている。
77. 上記の取扱いに加え、実務対応報告第 26 号は、次項以降で示す国際財務報告基準の改正を受けて、金融危機対応の国際的な協調やコンバージェンスの観点から、稀な場合に限定して、次のように債券の保有目的区分の変更を認めている。
- (1) 売買目的有価証券から、その他有価証券又は満期保有目的の債券への変更
 - (2) その他有価証券から、満期保有目的の債券への変更
- これらは、平成 22 年 3 月 31 日までの当面の取扱いとされ、その後の保有目的区分の変更については改めて検討することとされている。

¹⁸ 脚注 7 を参照。

国際的な会計基準における取扱い

(国際財務報告基準における取扱い)

78. IAS 第 39 号では、取得後に満期まで保有する意思と能力の変更により、満期保有投資の要件を満たすものとなれば、売却可能金融資産から満期保有投資への振替ができるものとされている。
79. これに加えて、昨今の金融危機を受けて欧州からの要請により米国会計基準との競争条件の均等化を目的として行われた平成 20 年（2008 年）10 月の改正により、次の保有目的区分の変更が可能とされた。

(1) トレーディング目的金融資産から売却可能金融資産、貸付金及び債権への振替

トレーディング目的の金融資産（第 42 項(1)①参照）が、もはや近い将来に売却又は買戻しを行うという目的で保有されていなければ（たとえ当該金融資産が主に近い将来の売却又は買戻す目的で取得又は発生していたとしても）、稀な状況においてのみ、トレーディング目的の分類から売却可能の分類に振り替えることができるとしている。ここで、稀な状況とは、通常ではなく、かつ、近い将来再発する可能性が極めて低い単独の事象から生じるものであるとされている。

また、トレーディング目的の金融資産で、もはや近い将来に売却又は買戻しを行うという目的で保有されておらず、（もし当該分類になかったならば）貸付金及び債権の定義に該当したであろう金融資産につき、企業が予見可能な将来又は満期まで金融資産を保有する意思及び能力を有している場合、トレーディング目的の分類から貸付金及び債権の分類に振り替えることができるとしている。

(2) トレーディング目的金融資産から満期保有投資への振替

トレーディング目的の分類から他の分類に振り替えることができる場合（(1)の稀な状況）において、満期保有の要件を満たすものであれば、満期保有への振替を認められることとされた。

(3) 売却可能金融資産から貸付金及び債権への振替

売却可能に分類された金融資産で、（もし売却可能に指定されなかったならば）貸付金及び債権の定義に該当したであろう金融資産につき、企業が予見可能な将来又は満期まで金融資産を保有する意思及び能力を有している場合、売却可能の分類から貸付金及び債権の分類に振り替えることができるとしている。

(米国会計基準における取扱い)

80. SFAS 第 115 号では、従来から次の要件に沿って振替が可能とされている。

(1) トレーディング目的有価証券から売却可能有価証券への振替

有価証券が、もはや近い将来に売却又は買戻しを行うという目的で保有されていなければ（たとえ当該金融資産が主に近い将来の売却又は買戻す目的で取得又は発生していたとしても）、稀な状況においてのみ、トレーディング目的の分類から売却可能

の分類に振り替えることができるとしている。ここで、稀な状況とは、通常ではなく、かつ、近い将来再発する可能性が極めて低い単独の事象から生じるものであるとされている。

(2) トレーディング目的有価証券から満期保有有価証券への振替

トレーディング目的の分類から他の分類に振り替えることができる場合（(1)の稀な状況）において、満期保有の要件を満たすものであれば、振替を認めている。

(3) 売却可能有価証券から満期保有有価証券への振替

取得時点において売却可能に分類した後、満期まで保有する能力を有することについて論証可能であり、かつ満期まで保有するという意図を有するという決定を行ったことにより、現時点において満期保有の要件を満たす場合には、満期保有への振替ができるものとされている。

今後の方向性

(実務対応報告第 26 号を継続するか)

81. 我が国における実務対応報告第 26 号は、第 77 項にあるように当面の取扱いとされている。これを継続的な取扱いとすべきかについて、今後検討するが、測定区分の見直し（第 55 項及び第 64 項参照）の動向に影響を受ける可能性がある。また、検討に当たっては、企業の保有目的を考慮した測定区分の意義（第 55 項参照）と恣意性の排除（第 76 項参照）のバランスを考える必要があり¹⁹、ヘッジ会計の見直し（第 201 項参照）にも関連する。

(その他有価証券から満期保有目的の債券への振替について)

82. その他有価証券から満期保有目的の債券へ保有目的区分を変更することについて、従来は認められなかったものの、実務対応報告第 26 号により、稀な場合において可能となった。しかし、国際財務報告基準や米国会計基準においては、従来から、満期保有投資の要件を満たす場合には、売却可能から満期保有投資へ振り替えることが認められている。実務対応報告第 26 号では、稀な場合以外の取扱いについては、金融商品

¹⁹ すなわち、今後の検討にあたっては、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」にいう意思決定との関連性と信頼性のトレードオフを考慮する必要があると考える。すなわち、企業の保有目的（経営者の保有意図）を考慮した測定区分は意思決定目的に関連する情報であると考えられるが、一方で、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することから、現行では、一定の水準で信頼できる情報であることを重視しているものと考えられる。

なお、討議資料では、意思決定有用性（会計情報は、投資家が企業の不確実な成果を予測するのに有用であること）は、この意思決定との関連性と信頼性の 2 つの下位の特性により支えられており、さらに、内的整合性と比較可能性が、それら 3 者の階層を基礎から支えると同時に、必要条件ないし閾限界として機能しているとされている。また、討議資料では、会計基準の設定にあたり、どの特性をどれほど重視するのかは、与えられた環境条件の下で、財務報告の目的に照らして個々に判断されなければならないとされている。

会計基準を見直していく中での検討課題とされている。

83. 国際財務報告基準と同様に、我が国の会計基準においても、満期まで保有する意思又は能力の変更により、満期保有目的の債券の要件を満たすこととなった場合に保有目的区分を変更することとなれば、取得時に分類を行い取得後の振替は認められない（金融商品実務指針 82 項）という現行の考え方からの大きな変更となる。この点については、既に満期まで保有する能力が備わっている場合、経営者の意図のみで保有目的区分の変更が可能であれば恣意性の懸念があるという意見に対し、意思や能力の変化を反映することの方が実態を示すとの意見や、基本的に損益計算への影響は同じであることを考えると恣意性の懸念には至らないのではないかという意見がある。これらの意見を踏まえ、また、国際的な会計基準における測定区分の見直しの動向も考慮して、引き続き検討することが適当と考えられる。

【論点 2-4】 減損処理の取扱い

検討事項

84. 我が国における減損処理は、表 4 のように、保有する資産について、収益性の著しい低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、帳簿価額を切り下げる処理という整理がなされている。すなわち、金融商品に限らずそれぞれの資産の会計処理は、基本的に、投資の性質に対応して定められていると考えられることから、収益性の低下の有無の判断や減損損失の測定額についても、投資の回収形態を反映することが適当と考えられている。

<表 4>我が国における減損処理の考え方とその適用

帳簿価額の 切下げ理由	収益性の著しい低下 ↓			
資産の種類	固定資産	債券又は債権	その他有価証券 (株式)	棚卸資産
投資の回収形態	使用 (場合によっ ては売却)	契約 (場合によっ ては売却)	保有を通じた関係 や売却・配当の受 領	販売
減損損失の認識 要件 (トリガ ー): 収益性の低 下の判断規準	割引前将来キ ャッシュ・フロ ー<帳簿価額	債務者区分	公正価値の著しい 下落 (又は発行会 社の財政状態の悪 化による実質価額 の著しい低下)	公正価値<帳簿 価額
切下げ額	回収可能価額	(貸倒懸念債権 の場合) 将来キ ャッシュ・フロ ーを当初の約定 利子率で割引 いた金額	公正価値 (又は実質価額)	正味売却価額
戻入れの有無	なし	あり (引当処理 の場合) なし (貸倒損失 の場合)	なし	選択適用

85. 一方で、国際的な会計基準の動向としては、国際財務報告基準と米国会計基準との間、さらにそれぞれの個々の会計基準において、減損処理のアプローチが異なるため IASB では、減損損失の認識要件 (トリガー) や戻入れについて議論されている。

86. このため、当該論点では、次の項目に分けて整理を行う。

- (1) 有価証券の減損処理
- (2) 債権の減損処理
- (3) 減損処理後の会計処理

1. 有価証券の減損処理

我が国の会計基準における取扱い

87. 我が国では、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち公正価値を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて公正価値が著しく下落したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き、公正価値をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理するものとされている（金融商品会計基準第 20 項）。

なお、公正価値を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理する（金融商品会計基準第 21 項）。また、公正価値の算定が極めて困難と認められる債券については、債権に準じて償還不能見積高を算定する（金融商品会計基準第 19 項(1)、金融商品実務指針第 93 項）。

88. 著しい下落の判定については、実務上、数値的な目安が設けられており、一般に、公正価値が取得原価に比べ 50%程度以上下落した場合が該当し、また、30%未満の下落については該当しないものとされている。これら以外の場合については、著しく下落したと判断するための合理的な基準を設け、それに該当するものについて次のように回復可能性を判定の上、回復する見込みがあると認められる場合を除いて減損損失を認識するとされている（金融商品実務指針第 91 項）²⁰。

(1) 株式の回復可能性は、公正価値の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね 1 年以内に公正価値が取得原価にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できるかどうかにより判断される。合理的な根拠については、個別銘柄ごとに、市場価格の推移及び市場価格下落の内的・外的要因を総合的に勘案して検討される。

(2) 債券の回復可能性の判定については、下落の原因により判定することとされており、単に市場金利の上昇に起因し、保有期間中いずれ公正価値の下落が解消する見込みがある場合には回復可能性があると認め、一方で、格付けの著しい低下があった場合や、債券の信用リスクの増大に起因する場合には、十分な根拠に基づいて反証ができる場合を除き、回復可能性がないと判断することとされている。

国際的な会計基準における取扱い

（国際財務報告基準における取扱い）

89. IAS 第 39 号では、減損損失の認識要件を公正価値の有無により分けておらず、金融資産又は金融資産のグループについて、当該資産の当初認識後に発生した一つ又は複数の事象（損失事象）の結果としての減損の客観的証拠があり、その損失事象は信頼性をもって見積ることができる当該資産の将来キャッシュ・フローに対して影響を有

²⁰ 30%未満の下落率を合理的な基準として設定することを妨げない（金融商品実務指針第 284 項）とされているため、この結果、30%未満の下落においても著しく下落したと判断される場合がある。

している場合に、次のように減損損失を認識するものとしている。

- (1) 償却原価で測定されている満期保有投資や貸付金及び債権は、発行体や債務者の著しい財務状況の悪化などの信用問題が生じたことが減損の客観的証拠となり、これらの減損損失は、帳簿価額と将来キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額とされている。
- (2) 売却可能金融資産に分類されている公正価値のある持分金融商品²¹については、(1)の減損の客観的証拠に加えて、公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落も減損の客観的証拠となるものとされており、その減損損失は、帳簿価額と公正価値の差額とされている。
- (3) 売却可能金融資産に分類されている公正価値のある負債性金融商品²²については、信用問題が生じたことが減損の客観的証拠となり、その減損損失は、帳簿価額と公正価値の差額とされている。
- (4) 公正価値が信頼性をもって測定できないために取得原価で計上されている金融資産（公表価格のない持分金融商品又はこれに関連するデリバティブ資産）について、減損の客観的証拠がある場合、減損損失は、当該金融資産の帳簿価額と将来キャッシュ・フローを類似の金融資産の現在の市場利回りで割り引いた現在価値との差額とされている。

（米国会計基準における取扱い）

90. 米国会計基準では、売却可能有価証券や満期保有有価証券について、その公正価値が取得原価又は償却原価を下回る減損の状態が一時的でないときには、通常、帳簿価額と公正価値の差額を減損損失として認識するものとされている（ただし、売却が想定されない債券について次項参照）。これは、固定資産における減損及び減損損失の認識要件の考え方²³と整合するが、後述する債権の減損の説明（第 102 項参照）とは異なっている。
91. 平成 21 年（2009 年）4 月、FASB は、有価証券の減損処理の会計基準について、FASB スタッフ意見書 FAS115-2 及び FAS124-2 号「一時的でない減損の認識及び表示」を公表した。この中では、債券について、減損が一時的でないことを判断する要件が、(1)

²¹ 脚注 4 を参照。

²² 一般的に、通常の貸付金や債券のように、金利が発生し、一定期日に元本の回収が行われる金融商品を指す用語として用いられている。

²³ 固定資産の減損は、帳簿価額が公正価値を上回った状況をいうが、減損損失の認識は、帳簿価額が割引前キャッシュ・フローで回収できない場合に行うものとされている。すなわち、経済性規準（帳簿価額が公正価値を上回った場合に減損損失を認識する方法）や永久性規準（帳簿価額が公正価値を上回った状況が永久的であると判断された場合に減損損失を認識する方法）ではなく、蓋然性規準（帳簿価額が十分に回収できない可能性が高い場合に減損損失を認識する方法）を採っている。

売却の意図がある場合、(2)売却せざるを得ない可能性が高い場合、(3)売却が想定されない場合、に分けて明確化された。また、(3)の債券について、償却原価が回収できないと見込まれる場合は、減損損失を信用損失とその他の損失に区分し、信用損失部分のみを当期純利益に反映し、その他の損失はその他の包括利益に反映することとされている。

今後の方向性

92. 最近の金融危機への対応として、減損損失の認識要件について改善が必要かどうかを検討している国際的な会計基準の動向も考慮しながら、次の点を中心に、今後、我が国における有価証券の減損処理について検討する。

(減損処理の意味について)

93. 我が国では、金融資産に限らず資産の減損処理は、収益性の著しい低下に伴い投資額を回収が見込めなくなった場合に、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を切り下げる処理であると理解されている(第84項参照)。一方で、国際的な会計基準においては、減損処理の意味について現在、議論が行われている。今後も、我が国の会計基準における減損処理の考え方を一層整理し、国際的な議論への意見発信の材料とするとともに、国際的な議論の動向も考慮しながら検討していくことが考えられる。

(減損損失の認識及び測定)

94. 金融商品会計基準では、公正価値が著しく下落したときには、回復する見込があると認められる場合を除き、公正価値をもって貸借対照表価額とするという従来からの考え方は、取得原価評価における公正価値の下落等に対する対応方法として妥当であることから、現在でも公正価値の有無に係わらせて減損損失の認識要件が定められている(金融商品会計基準第83項)。また、公正価値を把握することが極めて困難と認められるものについても、公正価値の代わりに、発行会社の財政状態等の悪化により実質価額が著しく低下したときなどを減損損失の認識要件としており、同様の考え方に基づくものと考えられる。
95. 公正価値が把握できる場合には、売却も想定されるため、当該公正価値をもって減損の認識の判断や測定を行う現行の会計基準の考え方は妥当であるとの意見が多い。しかしながら、公正価値が把握できる有価証券であっても、一定の債券のように、その回収形態は売却というよりも契約上の元金という場合もある。その場合には、債権と同様に、その将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて減損を判断し、測定を行うことが適切ではないかという意見もある(公正価値が把握できる子会社株式及び関連会社株式については、第97項から第99項参照)。第91項にあるように、国際的な会計基準を巡っては、元金のキャッシュ・フローによる回収が見込まれる場合

に公正価値の下落すべてではなく信用リスクに係る損失のみ当期純利益に反映するとの考え方も一部の実務に取り入れられてきていることから、その動向も考慮しながら、今後、検討することが適当と考えられる。なお、減損損失の認識要件を公正価値が著しく下落したとき（ただし、取得原価まで回復する見込があると認められる場合を除く。）とすることは、減損処理後の戻入れとも関連するものと考えられる（第 117 項参照）。

96. 我が国では、第 88 項で示したように、著しい公正価値の下落を判定する際に、一定の数値的な目安を用いている。一方で、国際的な会計基準においては、このような数値的な目安を設けておらず、定性的な表現が用いられている。これは、作成者や監査人の実態に沿った判断を促すためには、数値的な目安を設けず、定性的な表現による原則ベースの会計基準とすることが適切であるとの考え方によるものと考えられる。しかしながら、会計基準に数値的な目安を設けない場合でも、それに代わる実務慣行が存在する場合もあるとの意見があり、このような観点も考慮して、数値的な目安の必要性について今後、検討することが適当と考えられる。

（子会社株式及び関連会社株式の減損の取扱い）

97. 我が国の会計基準において、子会社及び関連会社に対する投資は、次のように取り扱われている。
- (1) 個別財務諸表上、子会社株式及び関連会社株式は、取得原価にて計上し、公正価値が得られる場合には、他の金融商品と同様、公正価値が著しく下落している場合に、回復可能性があるとして認められる場合を除き、減損処理される（金融商品会計基準第 20 項）。
 - (2) 連結財務諸表上は、連結又は持分法により、子会社又は被投資会社の成果を持分比率に応じて反映する方法が採られ、また、のれんも償却が行われるため、これらへの投資に係る収益性の低下は、この処理方法を通じて自動的に取り込まれる。なお、個別財務諸表上、子会社株式及び関連会社株式を減損処理したことにより、減損処理後の帳簿価額が連結財務諸表上の子会社又は関連会社の資本の持分額とのれんの未償却残高（借方）の合計額を下回った場合には、その差額のうち、のれんの未償却残高（借方）に達するまで、連結財務諸表上、のれん残高を償却することとされている（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第 32 項、会計制度委員会報告第 9 号「持分法会計に関する実務指針」第 9 項なお書き）。
98. 金融商品会計基準における前項(1)の取扱いについては、個別財務諸表上、子会社株式及び関連会社株式が、事業投資と同様に、公正価値の変動を財務活動の成果とは捉えないという考え方にに基づき取得原価をもって貸借対照表価額としている（金融商品会計基準第 73 項及び第 74 項）ことから、収益性の低下も、公正価値に係わらせて判

断することは適当ではないという意見がある。この場合、子会社株式及び関連会社株式の減損処理は、例えば、国際財務報告基準の関連会社株式の場合のように投資の簿価全体について減損の有無を検証し、回収可能価額（将来キャッシュ・フローの見積りに基づく使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちの高い方の額）まで引き下げることが考えられる。

99. さらに、個別財務諸表上、子会社株式及び関連会社株式を減損処理した場合に、連結財務諸表上、のれんを追加的に償却する第 97 項(2)の取扱いは、保守的ではあるものの、事業投資と同様な性格を有するのれんを企業にとっての価値ではなく公正価値に係わせて考えることにつながるとの意見もある。このような子会社及び関連会社への投資に関する個別財務諸表及び連結財務諸表の減損処理について、引き続き、論点として取り上げる必要があるか検討することが考えられる。

2. 債権の減損処理

我が国の会計基準における取扱い

100. 我が国の金融商品会計基準では、債権を、債務者の状況等をもとに、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、次のように、それぞれに定められた方法で貸倒見積高を算定することとしている（金融商品会計基準第 27 項及び第 28 項）。

- (1) 一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。
- (2) 貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。
 - ① 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法
 - ② 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法
- (3) 破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。

国際的な会計基準における取扱い

（国際財務報告基準における取扱い）

101. 国際財務報告基準における貸付金及び債権の分類は、我が国の金融商品会計基準における債権におおむね対応し（第 56 項参照）、減損損失は、発行体や債務者の著しい財務状況の悪化などの信用問題が生じたという減損の客観的証拠がある場合に、帳簿

価額と将来キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額であるとしている（第 89 項(1)参照）。また、実務上の便宜として、観察可能な市場価格を用いて当該金融資産の減損損失を測定することができるとしている。さらに、担保付金融資産の減損損失の測定に用いられる将来キャッシュ・フローには、担保資産の処分から生じるかもしれないキャッシュ・フローを反映するとしている。

（米国会計基準における取扱い）

102. 米国会計基準では、SFAS 第 114 号「貸付金の減損に関する貸出人の会計処理」において、貸付金の減損は、現在の情報及び事象に基づいて、債権者が契約条件に従って元利金の全額を回収できない可能性が高いことをいうとしている。「可能性が高い」は、SFAS 第 5 号「偶発事象の会計処理」での使い方と同じであるが、SFAS 第 114 号では、どのような場合に、回収できない可能性が高いかは示しておらず、その判断にあたっては通常の資産査定手続を適用することとしている²⁴。貸付金の減損に該当する場合、減損損失は、当該貸付金の帳簿価額と将来キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額であるとしている。また、実務上の便宜として、観察可能な市場価格又は担保により回収を図ることが期待される貸付金については、担保の公正価値を用いて減損損失を測定することができるとしている。

今後の方向性

（減損処理の意味）

103. 我が国において減損処理は、収益性の著しい低下に伴い投資額の回収が見込めなくなった場合に、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を切り下げる処理であると理解されている（第 84 項及び第 93 項参照）。このため、過去の貸倒実績率等合理的な基準により一般債権の貸倒見積高を算定し会計処理することは、減損処理というよりも、経営状態に重大な問題が生じていない債務者でも損失事象が生じ得ることに備えるための引当処理と考えられる²⁵。この観点からは、回収可能性がほとんどないと判断された場合の貸倒見積高が減損処理に該当すると考えられる（第 115 項から第 117 項参照）。

²⁴ なお、重要ではない遅延や支払不足について SFAS 第 114 号は適用されず、また、遅延期間について約定金利を付して回収できる見込みのものは減損ではないとしている。

²⁵ 昨今の金融危機を受けて、主として金融規制当局から、減損損失の計上の増加が景気の減速を循環的に加速させている（いわゆるプロシクリカリティ）との問題意識が投げかけられ、貸付金の引当金の計上方法として、長期間の統計データを基礎として引当金を調整する方法（dynamic provisioning）が提案されている。しかし、この手法は、発生損失のモデルを採用している IAS 第 39 号と相容れない考え方であるとの指摘もあり、銀行監督規制上同様の効果をもたらすように、留保利益の中で拘束性を持つ特別の準備金（economic cycle reserves）の活用も模索されている。

104. 第 93 項で示したように、減損処理の意味については、国際的な会計基準において現在議論が行われており、我が国の会計基準における減損処理の考え方をさらに整理し、国際的な議論への意見発信の材料とすることが適当と考えられる。

(減損損失の認識及び測定)

105. IAS 第 39 号では、同じ負債性金融商品であっても、次のように、貸付金及び債権や満期保有投資か、売却可能金融資産かによって減損損失の測定に差異がある。
- (1) 償却原価で計上されている貸付金及び債権や満期保有投資に係る減損損失は、帳簿価額と将来キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定する (第 89 項(1)参照)²⁶。
- (2) 売却可能金融資産に係る減損損失は、帳簿価額と公正価値との差額として測定する (第 89 項(3)参照)。
106. また、米国会計基準では、貸付金と有価証券の減損損失の測定が必ずしも同じではなかったが、最近の減損の取扱いの改正により、一部、当期純利益に反映される減損損失の測定方法が揃えられた (第 91 項参照)。
107. このため、国際的な会計基準においては、測定区分の見直しとともに、減損損失の測定方法自体が議論されており、我が国においても、その動向を注視しながら検討することが適当と考えられる。
108. また、国際的な会計基準を巡る議論においては、貸付金及び債権の貸倒見積高の算定として、現行採用されている発生損失モデルの再検討が行われている²⁷。債権については、元利金が約定されているため、前述したように (第 103 項参照) 我が国でいう減損処理に該当しない場合でも、回収可能性を反映するように貸倒見積高が算定され引当処理されている。このため、減損処理の意味もさることながら、貸倒見積高の算

²⁶ 我が国においても、貸倒懸念債権 (第 100 項(2)参照) について、このような将来キャッシュ・フローを用いた方法 (キャッシュ・フロー見積法) は、貸倒見積高の算定方法の 1 つである。なお、担保や保証による回収額を見込んで貸倒引当金を算出する方法 (財務内容評価法) を、キャッシュ・フロー見積法の実務上の 1 つの便宜と考えれば、IAS 第 39 号と我が国の会計基準との間の測定方法に大きな相違はないものと考えられる。

²⁷ 主として、予想損失モデルとの比較検討を行っている。平成 21 年 (2009 年) 4 月 IASB 会議のアジェンダ・ペーパーによれば、発生損失モデルとは損失事象が発生した時点で減損を認識するとの特徴を持つモデルであり、予想損失モデルとは、信用損失の予想に不利な変化が生じた時点で減損を認識するとの特徴を持つモデルである。現行の IAS 第 39 号は発生損失モデルを採用していると言われている。我が国の場合、貸倒懸念債権や破産更生債権等に対して個別に貸倒れを見込むケースについては、発生損失モデルに近いと考えられる。予想損失モデルは、金利収益の中に信用損失が発生することを織り込むものであり、また、減損損失を計算する際のキャッシュ・フローの見積りに将来予想される信用損失を考慮する。このため、発生損失モデルのようにある時点 (減損の客観的な証拠がある場合) で一時に減損損失を認識するような影響が生じにくく、信用損失の分析によりよい基礎を提供するとして、予想損失モデルを選好する分析が行われている。

定方法等において見直すべきところがあれば、国際的な議論の動向も考慮し、検討していくことが適当と考えられる。

3. 減損処理後の会計処理

我が国の会計基準における取扱い

109. 我が国においては、有価証券の減損処理を行った場合には、当該銘柄の帳簿価額を公正価値により付け替えて取得原価を修正する（金融商品会計基準第 84 項）とされており、その後公正価値が回復したときであっても損益を通じて振り戻すことはない。また、債権に対する貸倒見積高について計上された引当金は、その後の状況変化を反映した洗替処理を通じて実質的に戻入れと同様の効果がもたらされるが、回収可能性がほとんどないとして債権から直接減額される場合には、その後、回収可能性が高まったとしても戻入れは行われぬ（金融商品実務指針第 123 項）。
110. 金融商品会計基準では、債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、既に計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならないとしている（金融商品会計基準（注 9））。未収利息を不計上とした債権について、その後入金があった場合、入金額の全部又は一部について当該契約に基づく利息の支払いであることが明確であれば、利息部分は利息の入金として処理し、そうでない部分は元本の入金として処理される（金融商品実務指針第 120 項）。

国際的な会計基準における取扱い

（国際財務報告基準における取扱い）

111. IAS 第 39 号では、減損処理後の取扱いを負債性金融商品と持分金融商品で分けている。
- (1) 負債性金融商品については、まず、減損処理後の受取利息は、減損損失を測定する目的で将来キャッシュ・フローを割り引くのに使用した金利を用いて認識される。また、減損処理後、減損損失の額が減少し、それが減損認識後の事象（債務者の信用格付の改善など）に客観的に関連付けることができる場合には、減損がなかったと仮定した場合の償却原価を超えない範囲で、直接に又は引当金勘定の修正により戻し入れられる。
- (2) 持分金融商品については、負債性金融商品と異なり、減損損失の減少をその後の事象に客観的に関連付けられないと判断されたことから、減損の戻入れは認められていない。

（米国会計基準における取扱い）

112. 米国会計基準では、売却可能有価証券及び満期保有有価証券について減損処理を行

った場合には、公正価値を新しい取得価額とすることとしており、その後回復した場合であっても損益を通じて戻し入れることはできないとされている。

113. 一方で、貸付金については、減損処理後に、貸付金の将来キャッシュ・フローの金額又はタイミングに著しい変動がある場合、実際のキャッシュ・フローが以前に見積もられたキャッシュ・フローと著しく異なる場合、又は、減損測定的基础となった貸付金の観察可能な市場価格や担保の公正価値に著しい変動がある場合には、正味の簿価が貸付金への投資計上額を超えない範囲で減損損失を再計算し貸倒引当金の調整することとなる。
114. 減損後の収入の会計処理について、特定の方法を採用することは求められていない。貸付金については、減損後の正味の簿価をベースに経過利息を計上する方法、引当金の調整とする方法、原価回収法 (cost-recovery method)、現金基準法 (cash-basis method) などが想定され、金利の認識の方法と受け取った現金の処理方法は会計方針として開示される。

今後の方向性

(減損処理後の戻入れ)

115. 我が国の会計基準においては、金融資産の価値の下落を財務諸表に反映する会計処理として直接控除と間接控除の 2 つの方法がある。通常、両者は、適用される状況が異なっており、おおむね(1)を減損処理と考えていると解される。
- (1) 直接控除は、その回収がほとんど期待されない場合に、過大な帳簿価額を切り捨てて新たな取得原価へ付け替えるという性格を有している。その他有価証券の減損損失の計上 (金融商品会計基準第 84 項) や債権に対する貸倒損失の計上 (金融商品実務指針第 123 項) がその例である。この場合、その後の状況の変化により価値が上昇しても、いったん付された取得原価を超えて取得原価を付け替えることはない。
- (2) これに対して、間接控除は、現時点で価値の下落はあるものの回収可能性がほとんど期待できないとまでは言えない場合に採用される。債権に対する貸倒引当金の計上 (金融商品実務指針第 122 項) などがその例である²⁸。また、その他有価証券のいわゆる部分純資産直入法 (第 40 項(3)参照) における洗替処理も、間接控除と同様に回収可能性がほとんど期待できないとまでは言えない状態での価値の下落の反映であると考えられる。これらの場合、その後の状況の変化に応じて、当該損失の戻入れが行われる。このような会計処理の背景にある考え方の違いは、米国会計基準においてもみられる。
116. 一方で、国際財務報告基準では、減損損失の戻入れが許容されるか否かは、専ら、

²⁸ 子会社株式等に対する投資損失引当金の計上 (日本公認会計士協会 監査委員会報告第 71 号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」) もこれに該当すると考えられる。

減損の減少（又は公正価値の上昇）が減損損失を認識した後に発生した事象に客観的に関連付けることができるかどうかという点を問題にしており、直接控除か間接控除かで処理に違いはない。現在の国際財務報告基準では売却可能の持分金融商品に関して減損損失の戻入れを行わないが、これも公正価値の上昇が減損後に発生した事象に客観的に関連付けることができないと考えられたためである。しかし、負債性金融商品と持分金融商品で整合していない処理は問題ではないかという意見があり、また、戻入れがない場合、損失計上を先延ばしにする誘因が働く可能性があるため、公正価値が回復した際には損失を戻し入れるように定めておくべきであるという意見もある²⁹。

117. 我が国の会計基準のように、収益性の著しい低下に伴い投資額の回収が見込めなくなった場合に、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を切り下げるという減損処理の考え方（第 84 項参照）と、直接控除の会計処理にみられるように、いったん切り捨てた減損損失を戻し入れない方法とは、整合的であると考えられる。一方、一般債権に対する貸倒見積高における引当処理（第 103 項参照）にみられるような間接控除の会計処理や、いわゆる部分純資産直入法（第 40 項(3)参照）のように公正価値が帳簿価額を下回るときに当該公正価値を計上額とする処理には、通常、収益性の低下が著しいとまでは言えない場合に価値の低下を表現するものであり、その考え方は、その後、回収可能性が回復したり公正価値が上昇したりしたときに費用や損失を戻し入れることと整合的であると考えられる。
118. このため、減損損失の戻入れについては、減損処理の意味や減損損失の認識要件とも合わせて検討することが適当であると考えられる。

（減損処理後の受取利息の認識）

119. 我が国の会計基準においては、未収利息を不計上とした債権について入金があった場合、原則として契約に基づいて利息か元本かを判断することとなる（金融商品実務指針第 119 項参照）。この場合、先に受取利息の計上が行われ、最終的に未回収の元本が残る場合には、損失の先送りにもつながるため、より健全な方法を採用する可能性を検討すべきとの意見がある。
120. この点、国際財務報告基準では、減損損失を測定する際に使用した金利で受取利息が認識される（第 111 項(1)参照）が、一方で、延滞等の後で、債務者からの入金が不定期で行われる場合、利息か元本かを判断することは困難であり、契約や当事者の合意に基づく以外に区分する規準はないとの考えもある。また、その区分する規準を会計上特定することが困難であれば、米国会計基準と同様に、受取利息の認識の方法や

²⁹ 2003 年の IAS 第 39 号の改正当時、売却可能の持分金融商品に関する損失の戻入れの方法としては、公正価値の上昇に従って自動的に戻す方法と、減損損失の場合と対照的に一定の減損の戻入れを示す証拠があるときに戻し入れる方法の 2 つが考えられていた。

受け取った現金の処理方法は、会計方針として開示することが適当であるとの考え方もある（第 114 項参照）。

121. この点、国際的な会計基準を巡る議論では特段の動向はないが、実務上の問題点も考慮しつつ、論点として取り上げる必要があるか、引き続き検討することが考えられる。

【論点 2-5】 複合金融商品の区分処理

検討事項

122. 複合金融商品の会計処理について、組込デリバティブの区分処理又は金融商品全体の公正価値評価の要件に関し、見直しの必要性を検討する。
123. なお、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品（転換社債、新株予約権、新株予約権付社債など）については、国際的な会計基準においても別途検討されている負債と資本の区分（第 5 項(2)参照）にも関係することから、本論点整理では取り上げないこととする。

我が国の会計基準における取扱い

124. 我が国では、複合金融商品について、構成する複数種類の金融資産又は金融負債は、それぞれ独立して存在し得るが、複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生するため、資金の運用調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から、原則として、複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分せず一体として処理することとされている（金融商品会計基準第 40 項及び第 117 項）。一方、通貨オプションが組み合わされた円建借入金のように、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合に、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、当該複合金融商品を構成する金融資産又は金融負債への区分処理が求められている。
125. これを受け、企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（以下「適用指針第 12 号」という。）により、複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、次のすべての要件を満たした場合、組込対象である金融資産又は金融負債とは区分して公正価値評価し、評価差額を当期の損益として処理することとされている（適用指針第 12 号第 3 項）。
- (1) 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があること
 - (2) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブがデリバティブの特徴を満たすこと
 - (3) 当該複合金融商品について、公正価値の変動による評価差額が当期の損益に反映

されないこと

126. このように、我が国の会計基準では、国際的な会計基準とは異なり、複合金融商品の契約内容において、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かをもって区分処理の判断を行うこととされている。適用指針第12号では、利付金融資産又は金融負債の場合、当該判断規準について、原則として、組込デリバティブのリスクにより現物の金融資産の当初元本が減少又は金融負債の当初元本が増加若しくは当該金融負債の金利が債務者にとって契約当初の市場金利の2倍以上になる可能性があることという考え方を示している(適用指針第12号第5項)。また、組込デリバティブの経済的性格及びリスクと、現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクとが密接な関係にある場合で、過去の実績や合理的な見通しなどから、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性はないものとして取り扱うこととされている(適用指針第12号第6項)。
127. さらに、上記の要件(1)又は(3)を満たさない場合でも、管理上、組込デリバティブを区分しているときは区分処理することができるものとされている(適用指針第12号第4項)。

国際的な会計基準における取扱い

(国際財務報告基準における取扱い)

128. IAS第39号においても、次の条件のすべてを満たす場合には、組込デリバティブは、主契約から分離し、IAS第39号に基づきデリバティブとして会計処理しなければならないこととされている。
- (1) 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連していないこと
 - (2) 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品ならば、デリバティブの定義に該当していること
 - (3) 複合金融商品が、公正価値で測定され公正価値の変動を損益計算書に認識するものではないこと

(米国会計基準における取扱い)

129. 米国会計基準においても、一定の特徴を有する組込デリバティブを主契約から分離してデリバティブとして会計処理しなければならない。その要件は、国際財務報告基準と同様である。

今後の方向性

(組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるとする要件)

130. 我が国の会計基準では、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かをもって区分処理の判断を行うこととされている。これは、組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約の経済的特徴及びリスクと密接に関連していないことを要件とする国際的な会計基準の取扱いと文言上、異なっている。しかし、我が国の会計基準における要件は、経済的特徴及びリスクの密接な関連性を判断するよりも容易であり、通常の商品についてその範囲は国際的な会計基準とおおよそ重なっていると考えられることから、引き続き、組込デリバティブのリスクが及ぶ可能性の有無を基礎とした判断規準とすべきとの意見がある。ただし、現行の要件にかかわらず、実務上、組込デリバティブを区分処理することが望ましい場合があれば、それらを捕捉するように追加的な要件を検討すべきとの意見もある。
131. 一方、現物の金融商品に組込デリバティブのリスクが及ぶ可能性の有無を区分処理の判断の基礎とする場合、経済的特徴及びリスクが密接に関連していないため、その組込デリバティブの公正価値やキャッシュ・フローの変動性は、現物の金融資産又は金融負債のそれと大きく異なる可能性がある。このため、国際的な会計基準と同様に、経済的特徴及びリスクの関連性を区分処理の判断の基礎とすることが必要との意見もある。
132. 国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点も踏まえ、今後、論点として取り上げる必要があるか、引き続き検討することが考えられる。

【論点 3】 ヘッジ会計

〔論点 3-1〕 ヘッジ会計の意義

検討事項

133. ヘッジ会計の意義、ヘッジ取引の種類及びヘッジ会計で扱うヘッジされるリスクの範囲について検討する。

我が国の会計基準における取扱い

134. ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすものについて、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理をいう（金融商品会計基準第 29 項）。
135. ヘッジ取引には、次の種類がある（金融商品会計基準（注 11）及び第 96 項、金融商品実務指針第 141 項）。
- (1) ヘッジ対象が相場変動の可能性にさらされており、当該ヘッジ対象の損益がヘッジ手段から生じる損益と相殺されるもの（国際的な会計基準にいう公正価値ヘッジに該当）
 - (2) ヘッジ対象がキャッシュ・フローの変動の可能性にさらされており、ヘッジ手段によりヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの（国

際的な会計基準にいうキャッシュ・フロー・ヘッジに該当)

これに加えて、子会社に対する持分への投資をヘッジ対象としたヘッジ手段から生じた為替換算差額については、為替換算調整勘定に含めて処理する方法を採用することができる(「外貨建取引等会計処理基準注解」(注13))。

136. ヘッジされるリスクの例としては、事業活動に伴う為替変動、金利変動、価格変動のリスク等の市場リスクがある(金融商品実務指針第143項(1))。また、ヘッジ会計の適用のため文書化を要するリスクは、為替、債券、株式等の市場リスク、信用リスクや金利リスクのように市場価格その他の変動に対する資産又は負債等の時価やキャッシュ・フローの変化が合理的に定量化できるリスクとされている(金融商品実務指針第315項)。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

(国際財務報告基準における取扱い)

137. ヘッジ会計は、ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値の変動が当期純利益に与える相殺的な影響を認識するとされ、主として、公正価値ヘッジを想定した説明がされている。
138. ヘッジ取引として3つの種類が示されており、それぞれに定義が設けられている。
- (1) 公正価値ヘッジ
- 認識されている資産負債や認識されていない確定約定又はそれらの一部分の公正価値の変動による損失の可能性にさらされており、それが特定のリスクに起因し、当期純利益に影響し得る場合のヘッジ
- (2) キャッシュ・フロー・ヘッジ
- キャッシュ・フローの変動の可能性にさらされており、それが認識されている資産負債又は可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクに起因し、当期純利益に影響し得る場合のヘッジ
- (3) IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」で定義されている「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」
139. 金融商品がヘッジ対象の場合、ヘッジされるリスクは、区別して特定可能な要素であり、また、ヘッジされるリスクの変動から生じる金融商品全体のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動が、信頼性をもって測定可能でなければならない。また、単に企業の一般的な事業リスクではなく、具体的な識別され指定されたリスクに関連し、企業の当期純利益に最終的に影響するものでなければならない。
140. 非金融商品がヘッジ対象の場合、ヘッジされるリスクは、全体の価格変動又は為替変動リスクに限定される。

(米国会計基準における取扱い)

141. 平成 5 年（1993 年）6 月に公表したヘッジ会計に関する検討報告書に基づき、ヘッジ会計は、ヘッジの 1 以上の構成要素に関する通常の会計処理を変更し、当該ヘッジを設定した日からのヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値の変動を相殺して、異なる期間の損益に含めないようにする特別の会計上の取扱いであるとされている。
142. ヘッジ取引として、次の 3 つの種類が示されている。
- (1) 公正価値ヘッジ
 - (2) キャッシュ・フロー・ヘッジ
 - (3) 外国為替ヘッジ（これには、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジが含まれ、在外営業活動体に対する純投資のヘッジが特有なものである。）
143. ヘッジされるリスクについては、以下に限定される。
- (1) ヘッジ対象が金融資産又は金融負債の場合
 - ① 市場価格リスク
 - ② 市場の金利リスク（ベンチマーク金利³⁰の変動に係るリスク）
 - ③ 外国為替リスク
 - ④ 債務不履行（信用）リスク
 - (2) ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の場合
 - ① 市場価格リスク
 - ② 外国為替リスク

(国際的な会計基準の動向)

144. ヘッジされるリスクの明確化のため、IASB は、平成 20 年（2008 年）7 月に IAS 第 39 号を改正し³¹、第 139 項で示した内容を追加して、関係者から質問の多かったインフレ・リスクの取扱いを明確にした。

今後の方向性

(ヘッジ会計の維持)

145. 後述するように、IASB の DP では、ヘッジ会計の簡素化の可能性の 1 つとして、ヘッジ会計を全廃する案も示している。しかし、仮にすべての金融商品を公正価値により測定した場合でも、非金融商品をヘッジ対象とする場合に会計上のミスマッチは引き続き残り、また、金融商品がヘッジ対象であってもキャッシュ・フロー・ヘッジの会

³⁰ 活発な金融市場において広範に認知され提供されている金利で、当該市場における信用力の高い債務者に関する金利の全体レベルの指標となるもの。理論的には、無リスク金利であり、米国では、米国債の金利と考えられており、実務的な理由から LIBOR スワップレートも該当するとされている。

³¹ IAS 第 39 号改正「適格なヘッジ対象」

計処理（繰延ヘッジ会計）は必要であるため、ヘッジ会計を全廃することは適切でないと考えられる。本論点整理では、ヘッジ会計が存続することを前提にこれ以降の議論を進めている³²。

（ヘッジ会計の意義や種類等）

146. ヘッジ会計の意義、ヘッジ取引の種類及びヘッジ会計で扱うヘッジされるリスクの範囲については、我が国の会計基準と国際的な会計基準との間で大きな差異が認められないと考えられる。このため、今後の検討の中で優先順位は高くないと考えられ、今後、国際的に議論が大きく見直されるような動きがある場合には検討することが考えられる。

〔論点 3-2〕ヘッジ会計の方法

検討事項

147. ヘッジ会計の方法について、現行の取扱いを整理し、今後の取扱いについて検討する。

我が国の会計基準における取扱い

148. 我が国の会計基準においては、公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジの両方について、公正価値評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ会計）が原則とされている。ただし、その他有価証券をヘッジ対象とする公正価値ヘッジには、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ会計）を用いることができる（金融商品会計基準第 32 項、金融商品実務指針第 185 項）。
149. 繰延ヘッジ会計を採用する際、純資産の部に計上されるヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、税効果会計を適用しなければならず（金融商品会計基準第 32 項）、この際、繰延ヘッジ損失と繰延ヘッジ利益とに区分し、繰延ヘッジ損失（将来減算一時差異）については、回収可能性を検討した上で繰延税金資産を認識するとともに、繰延ヘッジ利益（将来加算一時差異）については繰延税金負債を認識する（企業会計基準適用指針第 8 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」第 17 項）。
150. 繰延ヘッジ会計の場合、ヘッジ全体が有効とされたときは、ヘッジ手段に生じた損

³² ただし、ヘッジ会計の中には、例えば、その他有価証券の時価ヘッジ会計や満期保有目的の債券のヘッジの要件など、金融商品であるヘッジ対象の含まれる測定区分に特有の取扱いが存在する可能性があるため、測定区分の見直しがこの取扱いに影響を及ぼす可能性がある。

益のうち非有効となった部分についても、繰延処理することができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせずに当期の損益に計上する方法を採用することができる（金融商品実務指針第 172 項）。

151. 我が国の会計基準では、第 148 項から第 150 項の基本的な処理に加えて、一定の要件を満たすことにより特例的な処理（第 155 項における合成商品会計に相当）が認められている。

(1) 金利スワップの特例処理

資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件（利率、利息の受払日等）及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを公正価値で評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる（金融商品会計基準（注 14））。

(2) 為替予約等の振当処理

ヘッジ会計の適用にあたり、決済時における円貨額を確定させることにより為替相場の変動による損失の可能性を減殺するため、為替予約、通貨先物、通貨スワップ及び権利行使が確実に見込まれる買建通貨オプションを外貨建金銭債権債務等のヘッジ手段として利用している場合において、ヘッジ会計の要件が充たされているときは、「外貨建取引等会計処理基準」における振当処理も、ヘッジの効果を財務諸表に反映させる一つの手法と考えられるため、当面の間、認められている（金融商品会計基準第 43 項）。

<表 5> 我が国の会計基準におけるヘッジ取引の種類とその処理方法の対応関係

ヘッジ取引の種類 ヘッジ会計の方法	公正価値ヘッジ	キャッシュ・フロー・ヘッジ
繰延ヘッジ会計 (*)	原則	原則
時価ヘッジ会計	その他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ取引	

(*) さらに、一定の要件を満たすことにより特例的な処理が認められている。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

(国際財務報告基準における取扱い)

152. ヘッジ取引の種類に応じて会計処理が定められており、公正価値ヘッジの会計処理は、次のとおりである。

(1) ヘッジ手段の公正価値による再測定（デリバティブであるヘッジ手段の場合）、又は、IAS 第 21 号に従って測定された帳簿価額の外貨部分（デリバティブ以外のヘッ

ジ手段の場合)により生じた評価差額は、損益で認識する。

(2) ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る評価差額を損益で認識する(ヘッジ会計が適用されない場合に取得原価で測定するヘッジ対象の場合には、当該評価差額相当分、帳簿価額を修正するが、売却可能金融資産がヘッジ対象の場合は、帳簿価額の修正は不要。)

153. キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理は、次のとおりである。

(1) ヘッジ手段に係る評価差額のうち有効なヘッジとされる部分は、税効果を調整の上³³、その他の包括利益に認識する。

(2) ヘッジ手段に係る評価差額うちの非有効部分は、損益で認識する。

(米国会計基準における取扱い)

154. ヘッジ取引の種類に応じて会計処理が定められており、国際財務報告基準と同様である。

155. SFAS 第 133 号「デリバティブ及びヘッジ活動の会計処理」では、結論の背景において、合成商品会計(2以上の別個の金融商品を単一の商品とみなす会計)を採用しなかった理由の説明として、合成商品会計を許容することは、デリバティブを公正価値で測定するという基本的な決定と整合せず、デリバティブとその活動の透明性の促進や、デリバティブに対して一貫した会計処理を定めるとの目標と整合しないことを挙げている。

(国際的な会計基準の動向)

156. IASB の DP では、金融商品会計の複雑性の低減の観点から、ヘッジ会計の廃止(第 145 項参照)とともに、現行の公正価値ヘッジの会計処理を置き換える方法を 3 つ提案している(表 6 参照)。(この他、現行のヘッジ会計を維持しつつ簡素化する可能性も示されており、これについては、[論点 3-3] 参照)

(1) ヘッジ対象に相当する金融商品について、公正価値オプションの適用を拡大する。

(2) キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理と同様に、ヘッジ手段に関する評価差額をその他の包括利益で認識しリサイクルすることを認める。

(3) ほぼすべての金融商品を公正価値で測定し、一部を除き、その評価差額を当期純利益、又は、その他の包括利益のいずれかで認識する選択を認める³⁴。

157. 一方、キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理(繰延ヘッジ会計)には代替案がないとしている。

³³ ヘッジ手段の有効部分は IAS 第 12 号「法人所得税」の一時差異に該当するため、国際財務報告基準においても税効果会計が適用されると考えられる。

³⁴ この場合、公正価値ヘッジの対象とその手段となる部分について、公正価値で測定する原則処理をとれば、両者の公正価値の変動が相殺されることとなる。

<表 6> 国際的な会計基準におけるヘッジ取引の種類とその処理方法の対応関係

ヘッジ取引の種類 ヘッジ会計の方法	公正価値ヘッジ	キャッシュ・フロー・ヘッジ
繰延ヘッジ会計		原則
時価ヘッジ会計	原則	



置き換える方法が提案されている

今後の方向性

(公正価値ヘッジの会計処理に関する改善の可能性)

158. まず、公正価値ヘッジの会計処理に関し、我が国の会計基準と国際財務報告基準との相違について、検討することが考えられる。国際的な会計基準において現行の取扱いが存続する場合、コンバージェンスの観点から、公正価値ヘッジについては、これまでの繰延ヘッジ会計ではなく、国際的な会計基準と同様の方法に、時価ヘッジ会計を採用することが考えられる。ヘッジ対象のヘッジされたリスクに起因する評価差額と、ヘッジ手段の公正価値の変動を相殺する時価ヘッジ会計の方法は、貸借対照表上、ヘッジ対象の簿価を取得原価でもなく公正価値でもないように取り扱うため批判もあるが、損益計算書上は、ヘッジの経済効果を意図されたように表わすことができる利点もある。
159. 一方で、公正価値ヘッジの会計処理は、今後、会計処理の簡素化の観点から国際的な会計基準においても見直される可能性があることに留意する必要がある（第 156 項参照）。IASB の DP に対する当委員会からのコメントでは、現行の公正価値ヘッジの会計処理を置き換える 3 つの提案のうち、次の 2 つは、検討する価値があると考えられるとした（表 7 参照）。
- (1) 公正価値オプションの適用を拡大すること
 - (2) 繰延ヘッジ会計を適用すること（キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理と同様に、ヘッジ手段に関する評価差額をその他の包括利益で認識しリサイクルする方法）

<表7> 公正価値ヘッジ会計を置き換える可能性に関する議論

IASBのDPでの提案概要	提案の問題点	支持する理由として考えられるもの
<p>(1) 公正価値オプション (FVO) の適用を拡大すること</p> <p>会計上のミスマッチに取り組むため、FVOに次のような柔軟さを与える。</p> <p>① 非金融商品への適用</p> <p>② ヘッジ対象の特定のリスクに対する部分適用</p> <p>③ 当初認識後の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 柔軟性を設ければ、複雑性が増加する。また、③のように当初認識後の適用を認める場合には、解除も認めるべきであるという議論も想起される。 	<ul style="list-style-type: none"> FVOは会計上のミスマッチを削減するための手法として導入されており、公正価値ヘッジの会計処理と基本的な考え方において同じである。FVOの適用拡大は、公正価値ヘッジにおける有効性の緩和（第190項参照）やヘッジ指定の解除の可否（第200項参照）と類似する会計処理であり、簡素化の可能性として検討する価値がある。
<p>(2) 繰延ヘッジ会計を適用すること</p> <p>このアプローチには次の利点がある。</p> <p>① ヘッジ対象の簿価に影響せず、ヘッジ対象の測定属性はヘッジにかかわらず同じである。</p> <p>② 当期純利益に対する継続的な影響が小さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> いったん、その他の包括利益で認識されたヘッジ手段に関する評価差額を当期純利益にリサイクルする必要がある。 キャッシュ・フロー・ヘッジの現行の制限の多くは必要であり、大幅な複雑性の低減につながらない可能性がある。 非有効部分をどのように取り扱うかの問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理を統一する（我が国の現行の会計基準（原則法）と同じ）。 ヘッジ対象の簿価に影響を及ぼさない。

160. 公正価値ヘッジの会計処理に関する国際財務報告基準との相違については、引き続き国際的な議論の動向を注視しつつ、意見発信を含む検討をしていくことが適切と考えられる³⁵。

³⁵ キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理については、大幅な見直しの可能性は示唆されてお

(合成商品会計の可否)

161. 金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理という合成商品会計は、国際的な会計基準では採用されておらず（第 155 項参照）、会計基準のコンバージェンスの観点から、我が国においても削除すべきとの意見がある。また、合成商品会計は、次のような問題点も生じさせる。
- (1) デリバティブを公正価値評価する原則に対し、例外を作り出す。
 - (2) それぞれの金融商品の相手先が異なり、キャッシュ・フローも別に発生するため、一体の商品とみなせない。
 - (3) 非有効部分がある場合に、損益認識できない。
162. しかしながら、企業のリスク管理方針と整合した経済効果を反映することとなるため、少なくともヘッジ手段とヘッジ対象の主な条件等が同一であることを前提に、非有効部分がなく、両者を一体として取り扱う可能性を否定すべきでないとの意見もある。特に、ヘッジ対象のキャッシュ・フローを固定して決済時期までの間における価格変動のリスクを認める必要のないヘッジ手段については、そもそも公正価値で評価する必要がないとの意見もある。
163. これらを踏まえ、合成商品会計に関しては、第 161 項や第 162 項のようなヘッジ対象とヘッジ手段を一体として扱うことに合理性があるかどうかという問題を中心に、実務への影響やコンバージェンスの観点も踏まえて検討することが適当と考えられる³⁶。

[論点 3-3] ヘッジ会計の簡素化の可能性

1. 全般

検討事項

164. IASB の DP では、金融商品会計の複雑性の原因として、現行基準に代替的な会計処理や例外が数多くあることを挙げている。この複雑性の 1 つの例としてヘッジ会計が挙げられており、それは、関連する定め膨大さもあり、様々な測定手法を適用することやその意味を理解することの困難さが指摘されている。このため、IASB の DP で取り上げられているヘッジ会計の簡素化を検討する必要性は大きいものと考えられる。

国際的な会計基準の動向

165. IASB の DP では、金融商品会計の複雑性を低減させる中間的アプローチの 1 つの可能性として、現行の公正価値ヘッジの会計処理を置き換える方法（[論点 3-2] に掲げた

らず、国際的な会計基準において、当面、現行と同様の取扱いが存続するものと予想される（第 157 項参照）。我が国においても基本的な会計処理は現行通りでよいものと考えられる。

³⁶ 一体として扱うことに合理性がある場合には、何を一体と判断するか（特例処理や振当処理ができる場合の実務上の要件）が追加論点としてあると考えられる。

3つの方法。第156項参照)のほか、現行のヘッジ会計を維持しつつ簡素化する可能性を示している(これらは、「2. 現行のヘッジ会計を維持しつつ簡素化する可能性」における各節の「国際的な会計基準の動向」の中で示されている)。

166. FASBは、2008年6月に公開草案「ヘッジ活動に関する会計処理-SFAS第133号の改正」(以下「SFAS第133号改正公開草案」という。)を公表している。この中では、主に次のようにヘッジ会計を簡素化することが提案されている。

- (1) 有効性の評価において、事後的な定量的評価を継続的に要求しない。
- (2) 単なるヘッジ指定の解除によるヘッジ会計の中止を認めない。
- (3) 一部の例外を除き、ヘッジされるリスクは、公正価値又はキャッシュ・フロー全体の変動のリスク若しくはヘッジ対象の外国為替リスクのみとする。外国為替リスクを除いた特定のリスクの部分ヘッジは認められない。
- (4) ヘッジ手段の測定とヘッジ対象の測定を独立に行うことが要求され、非有効性が生じない取扱い(いわゆるショートカット法やマッチターム法³⁷)は認められない。

今後の方向性

(ヘッジ会計の簡素化の意味)

167. ヘッジ会計の簡素化とは何を指すか(例えば、基準の複雑性か、実務の煩雑さか、財務諸表利用者の理解の困難さかなど)について、可能な範囲で明らかにしていくことが適当と考えられる。ヘッジ会計の簡素化の意味するもののうち、ヘッジ会計の意義(第134項で示したように、費用収益の対応による損益情報の有用性の向上)を従来どおりとした場合、対応すべきは、主に実務の煩雑さと考えられるが、それとともに損益情報の有用性の維持・向上とのバランスを図っていく必要があるのではないかと考えられる。

2. 現行のヘッジ会計を維持しつつ簡素化する可能性

168. ヘッジ会計を簡素化する観点としては、(1)文書化、(2)有効性、(3)ヘッジ指定の解除、及び(4)部分ヘッジ、のヘッジ会計の要件を含む取扱いについて、これらを単独で又は組み合わせて検討することが考えられる。

(1)文書化

検討事項

169. ヘッジ会計の要件の1つである文書化の必要性や簡素化の可能性を検討する。

³⁷ ヘッジ関係の中には、重要な条件が一致するため、非有効性が生じないと容易に結論付けることが可能なものもあるとされ、実務的には、各期に重要な条件に変更がないかどうかを確認することをもって有効性の判定に代えていると考えられる。この特別な場合が金利スワップにおけるショートカット法である。

我が国の会計基準における取扱い

170. ヘッジ取引にヘッジ会計が適用される要件としては、まず、ヘッジ取引時において、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、次のいずれかによって客観的に認められることが必要である（金融商品会計基準第31項(1)）。
- (1) 当該取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが文書により確認できること
 - (2) 企業のリスク管理方針に関して明確な内部規定及び内部統制組織が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること
171. 前項のリスク管理方針については、それ自体の文書化も必要であり、少なくとも、管理の対象とするリスクの種類と内容、ヘッジ方針、ヘッジ手段の有効性の検証方法等のリスク管理の基本的枠組みが記載される（金融商品実務指針第147項）。また、前項(1)については、ヘッジ取引開始時に次の事項を正式な文書によって明確にすることが求められる。（金融商品実務指針第143項）
- (1) ヘッジ対象のリスクを明確にし、そのリスクに対していかなるヘッジ手段を用いるかの対応関係
 - (2) ヘッジ有効性の評価方法
172. また、ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていることが必要である（金融商品会計基準第31項(2)）。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

173. ヘッジ開始時において、ヘッジ関係並びにヘッジの実施についての企業のリスク管理目的及び戦略上の公式な指定及び文書があることが求められる。その文書には、ヘッジ手段の特定、ヘッジ対象となる項目又は取引、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するヘッジ手段の有効性について、企業がどのように評価するかが含まれる。

（米国会計基準における取扱い）

174. ヘッジ開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジを実行する企業のリスク管理目的及び戦略に関する正式な文書が存在していることが求められる。この点は国際財務報告基準と同様であり、当該文書には、ヘッジ手段の識別、ヘッジ対象項目、ヘッジされるリスクの性格、及びヘッジの有効性の評価方法を含む。

(国際的な会計基準の動向)

175. IASB の DP では、ヘッジ会計自体が選択肢の 1 つであり、当期純利益操作防止の観点から文書化が必要であることを述べているが、文書化の簡素化の可能性には触れていない。
176. IASB の DP では、文書化規定を厳密に守らないことにより、深刻な結果が生じる可能性があるとして、当期純利益の操作を防止しつつ、深刻な結果をもたらさないような方策を検討している。1 つの可能性として、当初文書化した方法が間違っていたことが判明した場合の代案を有効性の判定の全般的方針に含めることを認めることが示唆されている。

今後の方向性

177. 現行の取扱いにおいて、我が国の会計基準は国際的な会計基準と大きな相違はないと考えられる。また、ヘッジ会計が選択的な取扱いであることを前提とすると、濫用防止、企業のリスク管理方針との整合性の観点から、一定の文書化は必要である。例えば、以下の要素は最低限、必要と考えられる。
- (1) ヘッジ会計が適用される取引（ヘッジ対象及びヘッジ手段）（我が国の会計基準にあるように、内部統制の存在等により指定される取引の特定が可能であれば、個々の取引レベルの文書化までは不要と考えられる。）
 - (2) ヘッジされるリスクの性質
 - (3) ヘッジの有効性の判定方法
- このため、文書化についてヘッジ会計を簡素化するために検討すべきことは多くないものと考えられる。

(2) 有効性

検討事項

178. 現行における有効性の確認方法や有効性の判定のレベルの整理と、それらに関するヘッジ会計の簡素化への対応について検討する。

我が国の会計基準における取扱い

179. ヘッジ取引時点では、有効性を事前に予測しておく必要があり、また、ヘッジ取引時以降の要件として、継続して高い有効性が保たれていることを確認することが必要である（第 171 項及び第 172 項参照）。
180. ヘッジの有効性の確認は、当初決めた有効性の評価方法をヘッジ期間中一貫して用いる必要があり（金融商品実務指針第 143 項 (2)）、また、決算日には必ずヘッジ有効性の評価を行い、少なくとも 6 ヶ月に 1 回程度、有効性の評価を行わなければならない（金融商品実務指針第 146 項）。

181. ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率がおおむね 80%から 125%の範囲内であれば、高い有効性があると認められる（金融商品実務指針第 156 項）。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

182. ヘッジ会計の要件である有効性については、次の事項が定められている。
- (1) 特定のヘッジ関係について当初に文書化されたリスク管理戦略に沿って、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するのに対し、高い有効性が見込まれること。
 - (2) ヘッジ有効性が信頼性をもって測定できること。すなわち、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フロー及びヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローが、信頼性をもって測定できること。
 - (3) ヘッジが継続的に評価され、ヘッジ指定されていた期間を通じて、実際に高い有効性があったと判断されていること。
183. 有効性が高いとみなされる条件として、①ヘッジ開始時及びそれ以降のヘッジ期間中、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するのに対し、高い有効性が見込まれること、②ヘッジの実際の結果が 80%から 125%の範囲内にあること、の 2 つが求められる。
184. 有効性は、少なくとも、企業が年次又は中間財務諸表を作成する時に評価する。

（米国会計基準における取扱い）

185. 有効性の取扱いは国際財務報告基準と同様である。ヘッジの開始時及び継続期間中の双方において、ヘッジ関係が高い有効性があると予測されることが求められる。また、財務諸表又は損益を報告する時点及び少なくとも 3 ヶ月に一度は、有効性の評価が要求される。有効性の評価は文書化されたリスク管理戦略と整合している必要がある。

（国際的な会計基準の動向）

186. IASB の DP では、有効性の判定を全廃する意見を紹介しているが、その結果、従前はヘッジ会計に適格でなかったヘッジ関係が適格となることで、ヘッジ会計が適用される項目が増加し、財務諸表利用者が入手できる情報が、より意思決定の関連性が低く、理解しにくいものとなってしまうことを危惧している。このため、有効性判定を全廃するのは、ある項目全体がヘッジ対象とされる場合に限定し、事後のヘッジ指定解除

を認めないとする代替案も示されている。

187. また、別の可能性として、将来に向けた定性的な有効性の判定は要求するが、事後的な有効性の判定を廃止する方法も紹介されている。
188. 第 166 項で示した SFAS 第 133 号改正公開草案では、事後の有効性の評価に関して、次の内容を提案している。
- (1) 高い有効性がある (highly effective) ことではなく、相応の有効性がある (reasonably effective) ことを要求する。
 - (2) 定性的な評価を要求し、定量的な評価は必要な場合に限定する。
 - (3) 継続的な有効性の判定を要求しない。

今後の方向性

189. ヘッジ会計が、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の相関関係を前提にして、原則的な会計処理を離れて例外的な会計処理の選択を認めていることから、一定の有効性があること（又は見込まれること）は前提とすべきと考えられる。
190. しかし、非有効部分が継続的に損益として認識されるのであれば、ヘッジ有効性の要件を若干緩和しても、ヘッジの効果を適切に示さなくなる可能性は少なく、財務諸表利用者を誤解させるおそれは少ないと考えられる。SFAS 第 133 号改正公開草案の内容も踏まえると、次のような有効性の緩和の可能性が考えられる。
- (1) 事後の判定レベルを高い有効性から緩和する。
 - (2) 事後の有効性をヘッジ会計の要件とせず、将来、有効性があると予想されるかどうかの定性的な判定のみの要件とする。
 - (3) 定量的な有効性は、必要な場合を除いて算定しないこととする。
191. 我が国では繰延ヘッジ会計において合理的に区分された非有効部分を当期の損益に計上しない場合、非有効部分も純資産に繰り延べることとなる（第 150 項参照）が、有効性の緩和のみ行い非有効部分を損益に認識しないと、ヘッジの失敗の程度を伝達することが難しくなる。このため、実務の煩雑さの解消にならないとしても、有効性の緩和は、非有効部分の損益認識と合わせて検討すべきと考えられる。

(3)ヘッジ指定の解除

検討事項

192. ヘッジ指定の解除について、現行の取扱いの整理と簡素化への対応について検討する。

我が国の会計基準における取扱い

193. 企業は、次の場合、ヘッジ会計の適用を中止する（金融商品実務指針第 180 項）。
- (1) 当該ヘッジ関係が企業のヘッジ有効性の評価基準を満たさなくなった場合

- (2) ヘッジ手段が満期、売却、終了又は行使のいずれかの事由により消滅した場合
194. したがって、我が国の会計基準では、ヘッジ指定の取消しは、ヘッジ会計の中止に含まれておらず、また、恣意的なヘッジ指定の取消しを牽制している（金融商品実務指針第314項）。この点について、恣意的なヘッジ指定の取消しは抑制されているものの、実務上は、合理的な理由に基づいたヘッジ指定の取消しによるヘッジ会計の中止は認められているとの指摘がある。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

195. 企業は、次のいずれかの場合には、ヘッジ会計を将来に向かって中止する。
- (1) ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合
 - (2) ヘッジが、ヘッジ会計の要件をもはや満たさない場合
 - (3) 企業がヘッジ指定を取り消した場合

（米国会計基準における取扱い）

196. 企業は、次のいずれかの1つでも発生した場合にヘッジ会計を中止する。
- (1) ヘッジ会計の要件をもはや満たさない場合
 - (2) ヘッジ手段が失効、売却、終結、又は行使された場合
 - (3) 企業がヘッジ指定を解除した場合

（国際的な会計基準の動向）

197. IASBのDPでは、ヘッジ指定の解除と再指定の頻度を減少させるルールは、財務諸表の理解可能性を高める可能性がある反面、経営者にとっての柔軟性は低下する可能性があるとしており、複雑性の回避と企業の柔軟性のトレードオフに言及している。
198. SFAS第133号改正公開草案でも、ヘッジ指定の解除について、ヘッジ会計の適用を中止する要件からの削除を提案している（第166項(2)参照）。

今後の方向性

（ヘッジ指定の解除の可否）

199. IASBのDPに対する当委員会からのコメントでは、ヘッジ指定の解除と再指定の頻度を減少させる何らかの基準を設ける可能性については、検討する価値があるとしていた。これは、ヘッジ指定を解除しても同じポジションが残っていれば、実質的に同じ経済効果が残っていると考えることもでき、また、恣意的なヘッジ指定の取消しを牽制することにより、損益情報の有用性に寄与することも考えられたためである。
200. 我が国の現行の会計基準では、経営者の意図によるヘッジ指定の解除の取扱いは明示されていない。しかし、合理的な理由があれば、ヘッジ指定の取消しを認めるべき

との考え方があり、この考え方に従えば、経営者が意図したヘッジの効果を財務諸表に反映することが可能となる。一方で、ヘッジ会計は、同じポジションによる複数の会計処理の中から 1 つを選ぶ処理であり、同じポジションにより同じ経済効果が継続している以上、経営者の意図によって会計処理を変えるべきではないとの考え方もある。この点、例えば、有効性要件を緩和するかどうか（第 190 項）など、他の簡素化との組合せによっても異なるため、今後、総合的に検討することが考えられる。

201. また、ヘッジ会計は、リスク管理方針への準拠や有効性の判定など一定の要件を満たすことが必要であるものの、経営者の意図に基づき会計処理の方法を変更するものであることから、ヘッジ指定やその解除の論点は、保有目的区分の変更（〔論点 2-3〕参照）とも関連する。今後、区分間の振替について、企業の保有目的を考慮した測定区分の意義と恣意性の排除のバランスを考えた検討が行われる場合（第 81 項参照）には、ヘッジ解除についても整合的に検討していくことが考えられる。

(4) 部分ヘッジの取扱い

検討事項

202. 現行における部分ヘッジ（一部のリスクに対するヘッジ、ヘッジ対象の金額の一定割合のヘッジ、ヘッジ対象の保有期間の一部のヘッジ）の取扱いの整理と簡素化への対応について検討する。

我が国の会計基準における取扱い

203. 金融商品実務指針では、「企業は一般的に市場リスク、すなわち、事業活動に伴う為替変動、金利変動、価格変動のリスクにさらされている。ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジ対象のリスクを明確にし、これらのリスクに対していかなるヘッジ手段を用いるかを明確にする必要がある」とされており（金融商品実務指針第 143 項(1)）、あるヘッジ対象の価格変動全体やキャッシュ・フロー変動全体だけでなく、為替変動や金利変動等の一部のリスクをヘッジすることも許容されている。また、ヘッジ指定は、ヘッジ対象の金額の一定割合又はヘッジ対象の保有期間の一部の期間のみを対象として行うこともできる（金融商品実務指針第 150 項）。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

(国際財務報告基準における取扱い)

204. ヘッジ対象が金融商品である場合には、有効性が測定できることを条件に、そのキャッシュ・フロー又は公正価値の一部（一つ又は複数の選択された契約上のキャッシュ・フロー若しくはその一部分又は公正価値の一定割合など）のみに関連するリスクについてヘッジ指定できる。
205. ヘッジ対象が非金融商品である場合には、ヘッジ指定は、①為替リスクについて又

は②すべてのリスクについて、行わなければならない。

(米国会計基準における取扱い)

206. 基本的に国際財務報告基準と同様であるが、ヘッジされるリスクについては、限定されている（第 143 項参照）。

(国際的な会計基準の動向)

207. IASB の DP では、部分ヘッジがもたらす複雑性として次の点を紹介している。
- (1) 一部の財務諸表利用者は、部分ヘッジが用いられた財務諸表の情報を理解することが困難と主張する。
 - (2) 部分ヘッジも通常のヘッジと同様の要件に従う。
 - (3) ヘッジされる一部のリスクに相当するキャッシュ・フローの変動又は公正価値の変動を分離することが恣意的なものとなる可能性がある。
208. また、キャッシュ・フロー・ヘッジにおける一部のリスクのヘッジは、測定すべき資産も負債も存在しないため、公正価値ヘッジよりもさらに問題が多くなる可能性があるとしている。このため、IASB の DP では、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る部分ヘッジを廃止する可能性に触れ、これによって作成者と監査人が従わなければならない数多くのルールがなくなり、また、その他の包括利益で一時的に認識する評価差額も少なくなるため、財務諸表利用者も財務諸表を理解しやすくなり、ヘッジ会計の複雑さが解消されるとしている。しかし、多くの作成者は部分ヘッジの排除に反対する可能性が高いと認識している。この論点は、どの程度、ヘッジ有効性を緩和するかや、どの程度、部分ヘッジに柔軟性を持たせるかに関連するとしている。
209. SFAS 第 133 号改正公開草案では、前述のように、ヘッジ有効性の要件を緩和する提案を行っていることから、原則として、外国為替リスクを除いた特定のリスクの部分ヘッジを認めない取扱いを提案している（第 166 項(3)参照）。

今後の方向性

210. 部分ヘッジの必要性は引き続き存在し、現行の取扱いを維持すべきと考えられる。IASB の DP に対する当委員会からのコメントでは、部分ヘッジは引き続き認められるべきとの考え方を示した。すなわち、すべてのリスクでなく、特定のリスクに対応する商品を利用してヘッジ活動を行うことも多く、これを部分ヘッジとして扱わない場合には、一部のリスクのみをヘッジしているヘッジ活動の経済効果が財務諸表に反映されないこととなる。こうしたことから、部分ヘッジについて簡素化が可能な領域はあまりないのではないかと考えられる。
211. なお、部分ヘッジが用いられた財務諸表の情報は理解が困難と述べる財務諸表利用者もいるとの指摘がある（第 207 項(1)参照）が、それは開示により対応することが考

えられる。

〔論点 3-4〕 包括ヘッジ

検討事項

212. 現行の包括ヘッジの要件を整理し、改善すべき事項や簡素化への対応を検討する。

我が国の会計基準における取扱い

213. 金融商品会計基準では、ヘッジ対象が個別の資産又は負債でなく、複数の資産又は負債から構成される場合も扱っている³⁸。この場合、個々の資産又は負債が共通の相場変動等による損失の可能性にさらされており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されるものでなければならないとされている（金融商品会計基準（注 11））。より具体的には、個々の資産又は負債は、リスク要因（金利リスク、為替リスク等）が共通しており、その公正価値の変動割合又はキャッシュ・フローの変動割合が、ポートフォリオ全体の変動割合に対して、上下 10%を目安にその範囲内にあることが求められる（金融商品実務指針第 152 項）。
214. 一方で、複数銘柄による株式ポートフォリオの公正価値変動を株価指数先物取引などでヘッジしようとする場合には、個々の銘柄の株価が株価指数先物価格と同様に反応するとはいえず、株式ポートフォリオは一般的に包括ヘッジの対象とはならないとされている（金融商品実務指針第 152 項）。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

215. 国際財務報告基準においても、包括ヘッジの適用は、個々の資産（又は個々の負債）が、ヘッジされるリスクを共有する場合に限られている。ヘッジ対象とされる資産（又は負債）のグループの中の個々の項目について、ヘッジされているリスクに起因する公正価値の変動は、ヘッジされているリスクに起因する公正価値の全体の変動におおむね比例すると見込まれていなければならないとされている。
216. 国際財務報告基準では、多数の金融資産及び金融負債を抱える金融機関等から、金利リスクのヘッジに関する公正価値ヘッジの会計処理の明確化の要望を受けて、平成 16 年（2004 年）に IAS 第 39 号の改正を行った³⁹。この中で、金融資産又は金融負債の

³⁸ 金融商品会計基準では、多数の金融資産又は金融負債を保有している金融機関等においては、リスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映する高度なヘッジ手法を用いていると認められるときには、会計基準の趣旨を踏まえ、当該ヘッジ手法の効果を財務諸表に反映させる処理を行うことができるとされている。これを受けて、包括ヘッジの具体的な適用に当たり、銀行業、保険業、リース業に関して、業種固有の実務に配慮した指針が日本公認会計士協会から公表されている。

³⁹ 「IAS 第 39 号への修正：金利リスクのポートフォリオ・ヘッジに対する公正価値ヘッジ会計」

ポートフォリオの金利エクスポージャーの公正価値をヘッジする取引においては（かつ、そうしたヘッジのみ）、ヘッジ対象を個々の資産（又は負債）ではなく通貨金額（例えば、ドル、ユーロ、ポンド又はランドの金額）としてよいとされている。また、そのポートフォリオにおいて、ヘッジ指定される金額は、資産の金額又は負債の金額であり、資産と負債とを含んだ純額のヘッジ指定は認められないとされている。

（米国会計基準における取扱い）

217. 米国会計基準についても、国際財務報告基準と同様に、個々の資産又は負債がリスクを共有しており、そのリスクに起因する公正価値の全体の変動におおむね比例すると見込まれる場合に、そのような類似の資産又は類似の負債はポートフォリオとして公正価値ヘッジのヘッジ対象とされる。

（国際的な会計基準の動向）

218. IASB の DP では、簡素化の可能性の 1 つとして、包括ヘッジの取扱いに触れている。それによれば、包括ヘッジを束ねる「類似」という規準が過度に制限的であり、不必要な複雑性を加えているとの主張が紹介されている。それによれば、経済的エクスポージャーをポートフォリオ・ベースで管理する企業（金融機関など）も、ヘッジ会計を商品ポートフォリオに適用する柔軟性を高め、ヘッジ会計の定めが自社の経済的リスクの管理方法を反映するようにすべきと主張している。
219. 一方で、IASB の DP では、包括ヘッジ会計の適用は、ヘッジ会計が認められる時点、当期純利益への影響及び財務諸表作成者とその監査人によるこれらルール of 適用に関して、規律を維持するためのルールが必要となり、著しい複雑性がもたらされるという点を指摘している。

今後の方向性

220. 我が国では、いわゆる政策保有株式に関して、ヘッジコストの観点から株式のポートフォリオをヘッジするニーズが存在する。ヘッジ手段の指標となる株価指数は、個々の銘柄と類似の変動性を示さないものの、大量の株式を保有する金融機関については、ポートフォリオ・ベースで株価指数との連動性が確認される可能性があることから、株価指数とのヘッジを認めていた時期もある。しかしながら、ポートフォリオ内の個々の株式の公正価値変動が一様であると期待されないことや、ヘッジ対象の一部をポートフォリオから外す際のヘッジ手段の損益の割当について様々な可能性が考えられることもあり、このような取扱いは現在認められていない。
221. このため、ポートフォリオとしてヘッジするためには、個別ヘッジの組合せをとらざるを得ず、実務上、不都合が生じているとの指摘がある。しかし、これについては、公正価値で測定される金融資産の範囲を検討することなどによって、実質的な問題は

解消する可能性があるのではないかという意見もある。

222. このようなことから、経済的エクスポージャーをポートフォリオ・ベースで管理する実態に合わせ、包括ヘッジにおける類似性の緩和を検討する場合、次のような点が課題になると考えられる。

(1) 類似性の緩和は、作成者の自由度を増やすものの、規律を維持するためにルールが必要となり、著しい複雑性がもたらされないか。

(2) 類似性を緩和する場合、ヘッジ手段の損益又は評価差額をヘッジ対象に配分する方法をどのように決めるか。

223. 包括ヘッジの緩和については、国際的な会計基準を巡る検討を注視しつつ、意見発信のあり方を含め、論点として取り上げるかどうか、引き続き検討していくことが考えられる。

【論点 3-5】ヘッジ会計に関連する開示

検討事項

224. 現行のヘッジ会計に関連する開示を整理するとともに開示の拡充の必要性について検討する。

我が国の会計基準における取扱い

225. 平成 20 年 3 月に改正された金融商品会計基準では、金融商品の公正価値等の開示の充実が図られており、金融商品の状況に関する事項とともに、金融商品の公正価値等に関する事項が拡充されている。特に、現行の取扱いでは、ヘッジ会計適用分の取引の時価等に関する開示は省略できるが、改正後の取扱いでは省略が認められず、ヘッジ会計が適用されているデリバティブについて一定の開示が求められることとなった（金融商品会計基準第 40-2 項(1)及び(2)、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第 3 項(2)③及び第 4 項(3)）。これら会計基準の改正は、原則として平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用される。

国際的な会計基準における取扱い

(国際財務報告基準における取扱い)

226. ヘッジ会計に関する開示については、IFRS 第 7 号で定められている。まず、公正価値ヘッジやキャッシュ・フロー・ヘッジといった各々のヘッジの種類ごとに、ヘッジの種類別の概要説明、ヘッジ手段の説明及び公正価値、ヘッジされるリスクの説明が求められる。また、キャッシュ・フロー・ヘッジに関しては、キャッシュ・フローが発生すると見込まれる期間及びそれらが損益に影響を与えると見込まれる期間など、特有の事項の注記が求められる。さらに、非有効部分に係る定量情報の開示が求

められる。

(米国会計基準における取扱い)

227. SFAS 第 133 号を改正する SFAS 第 161 号「デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する開示」が平成 20 年（2008 年）3 月に公表された。従来からも、デリバティブを保有する目的及び目的達成のための戦略の開示や、ヘッジ会計が適用される金融商品に関して一定の開示が求められてきたが、SFAS 第 161 号の公表により、デリバティブを用いる方法や理由、デリバティブと関連するヘッジ対象の会計処理方法、それが財務諸表本体に及ぼす影響について、財務諸表利用者の理解をさらに促すような開示の改善が図られている。
228. 例えば、デリバティブを保有する目的及び目的達成のための戦略の開示については、主要なリスク（金利、信用、外国為替など）に応じた開示が必要とされ、リスク管理目的のものとそれ以外を分けることとされている。また、デリバティブの財務諸表本体に関連する定量的な開示は、表形式とされている。
229. なお、SFAS 第 161 号は、透明性の高い情報のニーズに即して限定的な範囲で行われたものであって、国際財務報告基準とのコンバージェンスの目的で行われたものではない。

今後の方向性

230. 我が国の会計基準における開示は、デリバティブの利用目的など定性的な側面について、国際的な会計基準と類似の開示を設けていると考えられる。現状では、国際的な会計基準の動向にも特段の動きが見られないため、この点について、当面、検討は不要と考えられる。
231. 一方で、定量的な開示については、金融商品会計基準の改正後も主として次のような相違が見られるため、ヘッジ会計を用いたヘッジ取引に係る定量的な開示に関する説明等の充実を検討することが適当と考えられる。
- (1) 公正価値ヘッジにヘッジ会計が適用されている場合の損益の金額と表示箇所
 - (2) キャッシュ・フロー・ヘッジにヘッジ会計が適用されている場合の①キャッシュ・フローが発生すると見込まれる期間やそれらが損益に影響を与えると見込まれる期間、②その他の包括利益に含めた金額及び純資産から損益に振り替えた金額とその表示箇所、③非有効性の金額や表示箇所
 - (3) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジにヘッジ会計が適用されている場合の非有効性の金額
- ただし、必要となる項目は、どのようなヘッジ会計の方法を採用するか（〔論点 3-2〕及び〔論点 3-3〕）にも関係があるため、それと併せて検討していくことが考えられる。

以 上